

経 済 労 働 委 員 会 記 録

< 第 6 号 >

令和 8 年 第 1 回 沖 縄 県 議 会 （ 2 月 定 例 会 ）

令 和 8 年 3 月 19 日 （ 木 曜 日 ）

沖 縄 県 議 会

経 済 労 働 委 員 会 記 録<第6号>

開会の日時

年月日 令和8年3月19日 木曜日
開 会 午前10時0分
散 会 午後3時2分

場 所

第1委員会室

議 題

- 1 乙第12号議案 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 2 乙第13号議案 沖縄県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 3 乙第14号議案 沖縄県糖業・農業振興基金条例
- 4 乙第15号議案 沖縄県畜産生産基盤強化支援基金条例
- 5 乙第16号議案 沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 6 乙第17号議案 沖縄県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 7 乙第18号議案 沖縄県宿泊税基金条例
- 8 乙第37号議案 財産の処分について
- 9 乙第38号議案 財産の処分について
- 10 乙第39号議案 財産の処分について
- 11 乙第40号議案 財産の処分について
- 12 請願令和7年第1号外3件及び陳情令和6年第72号の2外37件
- 13 閉会中継続審査・調査について

出席委員

委員 長	新 垣 淑 豊
副委員 長	次 呂 久 成 崇
委 員	新 里 治 利
委 員	大 屋 政 善
委 員	仲 村 家 治
委 員	大 浜 一 郎
委 員	儀 保 唯
委 員	上 原 快 佐
委 員	仲 村 未 央
委 員	上 原 章
委 員	瀬 長 美 佐 雄

欠席委員

なし

説明した者の職、氏名

総 務 部 税 務 課 長	平 良 友 弘
文 化 観 光 ス ポ ー ツ 部 長	諸 見 里 真
観 光 政 策 課 副 参 事	比 嘉 真 之
観 光 振 興 課 長	親 富 祖 英 二
観 光 振 興 課 副 参 事	小 橋 川 健 康
文 化 振 興 課 長	下 地 正 人
教育庁義務教育課主任指導主事	當 山 誠
教育庁保健体育課班長	竹 西 正 好

○新垣淑豊委員長 ただいまから、経済労働委員会を開会いたします。

本日の説明員として、文化観光スポーツ部長外関係部局長等の出席を求

めております。

まず初めに、乙第18号議案沖縄県宿泊税基金条例を議題といたします。

ただいまの議案について、文化観光スポーツ部長の説明を求めます。

諸見里真文化観光スポーツ部長。

○諸見里真文化観光スポーツ部長 おはようございます。

本日もよろしくお願ひいたします。

文化観光スポーツ部所管の条例議案につきまして、御説明します。

ただいま表示しております議案説明資料の3ページを御覧ください。

乙第18号議案沖縄県宿泊税基金条例について、御説明いたします。

この議案は、宿泊税の税収を安全かつ安心して快適な観光の実現、旅行者の受入れ体制の充実強化その他の観光の振興に関する費用に充てるため、沖縄県宿泊税基金を設置し、その管理及び処分に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

基金を活用して実施する事業としましては、安全・安心して快適な観光を実現するための事業、県民・県内観光事業者、旅行者にとって満足度の向上に向けた受入れ体制を充実強化するための事業などの5つの使途項目の新規又は拡充する取組に活用することを想定しております。

また、宿泊税を導入しない36市町村が行う観光の振興を図るための事業に対する交付金の交付事業にも活用してまいります。

以上が、乙第18号議案の説明となります。

御審査のほど、よろしくお願ひします。

○新垣淑豊委員長 文化観光スポーツ部長の説明は終わりました。

これより、乙第18号議案に対する質疑を行います。

質疑に際しては、委員自らタブレットの発表者となり、引用する資料の名称、ページ番号等をあらかじめ述べた上で該当するページを表示し、質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

なお、質疑・答弁に際しては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔に要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありますか。

大浜一郎委員。

○大浜一郎委員 いやもう、これ確認です。もう何度も何度も申し上げてきたことですけど、とにかく宿泊税を導入するに当たり、これは徴収する

側としてですね、宿泊施設の民間の協力なくして成立するものではありませんし、定率にしたということも画期的なことだというふうに思っています。ですので、今当面やらなきゃいけないことは、きちっとした理解を求めて税収を頂く。今、各業界が基本的にやらなければならないとされているようなことに関して、まずプライオリティーをしっかりとつけてですね、きちっと民間の意見を反映させた上で、やっていただきたいということがあります。

一つ勘違いしてもらいたくないのは、税収を受ける側が県だから、県が使い方を決める、主導権を持っているというふうに勘違いをしないでいただきたいということなんですけど、実はこの辺が非常に業界とか民間がいつも疑いを持った目で見ているという事実があります。

ですので、しっかりと透明性を持って議論して、納得いく形での使い方というものをしっかりとやっていくということでの条例制定が望ましいというふうに思っておりますので、その点のところ部長のほうからですね、議事録に載せたいので、しっかりと御答弁をいただきたいと思います。

○諸見里真文化観光スポーツ部長 今の御質問の前にですね、せっかく宿泊税にこの2年間取り組んでできましたので、少しコメントさせていただいて。

沖縄県ではこれまで国内外から、多くの観光客を迎え入れてきました。一方で、沖縄の魅力を将来にわたって守って、その価値を高めていく。やっぱりそこがすごく大切です。そのためには、安定的な財源が必要だということで、宿泊税に取り組んでまいりました。当然、これは県政の長年の課題でございました。それがやっと一歩踏み出せたということで、非常に意義深く感じているところでございます。

今後はですね、今委員おっしゃったように、大切なのはこの用途をどう決めていくか。これにつきましては、当然ながら宿泊事業者をはじめとした観光事業者、市町村、交付金も入って交付しますので、なおかつ一番大切なのは、県民のために観光の振興につなげていくという部分、まさしくリーディング産業という部分で、幅広くそれを浸透させていくためには、少しお話がありましたように、県が恣意的にということではなくてですね、有識者の戦略会議等の意見も聞きながら、市町村、観光事業者、多角的に全ての意見を聞いた上で、最終的には当然議会で予算という形で議決しますので、議員の皆様の御理解も得ながらですね、ぜひ有効な用途として活用していきたいと思っております。

以上でございます。

○大浜一郎委員 それをぜひ実行していただきたいというのと、とにかく観光産業が、要するに充実していくことが、県民の生活が豊かになっていくという一つのイメージを持って、テーマを持ってですね、しっかりとこの問題について、テーマに沿ったことが具現化できるように、ぜひしっかり取り組んでいただきたいし、部長もね、どっか行っちゃうから、次の部長にもしっかりと引き継いでいただきたいなというふうに思ってますので、よろしくお願いします。

以上です。

○新垣淑豊委員長 ほかに質疑はありませんか。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 今回、新基金の宿泊税基金という形で設置するわけですが、目的が観光振興というところになると、従来からある観光振興基金がありますよね。これはコロナ禍の中で、我々議会も大きく関与をしながら設置をしてきた基金ですね。その基金の性格の違いなり、役割をどのように持っていくのか。

それからその増資、基金の積立ての在り方等々、2種の違いについて御説明をお願いいたします。

○比嘉真之観光政策課副参事 お答えさせていただきます。

観光振興基金も宿泊税基金も同様な積立基金で、特定の目的のための資金を管理する基金でございますが、観光振興基金につきましては、新型コロナの影響が長期化している状況にある中、感染状況や観光業界の実情に対応し、機動的かつ柔軟に国際競争力の高い魅力ある観光地の形成を図る事業を実施するために、観光振興基金を令和4年度に設置しております。

今回の宿泊税基金条例でございますが、こちらにつきましては、今後宿泊税を徴収する段階で適正な管理執行の観点から基金を設置し、他の歳入と区別して管理するものとし、積み立てた基金から同様に特定の事業に実施していくということで、目的としては今後も、先ほど部長からもありましたとおり、将来にわたっての観光の振興、そういったものに寄与していくための5つの使途、そういったものを中心にですね、基金事業を充てていきたいというふうに考えているところでございます。

○仲村未央委員 要はね、使途も重なる部分があるわけですね。持続可

能な観光振興の体制づくりであったり、観光危機管理体制の取組であったりね。同種の基金であるから、その基金の役割、例えば観光振興基金を生かして、あえて宿泊税をそこに投入することはしないということになった経過とかですね、役割が皆さんの中では整理されているかもしれないけれども、県民から見て同じような趣旨、名前の基金というふうに見えるわけですから。ですので、その用途の明確な違いがあるのか。

それから、実際の今ある観光振興基金の積立額や、それから基金の積立原資等々の違いとかですね、その辺りももう少し説明いただけますか。

○比嘉真之観光政策課副参事 観光振興基金につきましては、先ほどお伝えしましたけれども、令和4年度に設置しておりますが、こちらは一般財源を原資として積み立てております。

県としましてはこの間、令和4年度から令和7年度にかけて、延べ49の事業を実施しております。新型コロナウイルス感染症の影響を受けた沖縄観光の回復に一定程度寄与してきたということで考えております。この観光振興基金を活用した事業でございますが、残額が残っているということもございまして、令和8年度においても一定程度事業実施がまだ見込まれております。今回、令和8年度当初予算で上げている宿泊税導入のためのシステムの支援ですね、そういった事業にも充てております。この基金につきましては、少なくとも令和9年度までは存続させる必要があるというふうに考えているところでございます。

今回新たに宿泊税条例基金を立ち上げたものについては、今後、税収という性格が若干異なるというところもあるので、明確に切り分けた上でですね、宿泊税の税収の受入れは、宿泊税条例基金のほうに受け入れたいと思っております。

今後、この観光振興基金でございますが、先ほどもお伝えしたとおり、令和9年度までは、混ぜないような形でどうしても置かざるを得ないというような状況がございまして、その事業の全体が終了した段階で、今後整理に向けた調整を開始していきたいというふうに考えているところでございます。

○仲村未央委員 残額は今幾らなんですか。

○比嘉真之観光政策課副参事 観光振興基金につきましては、令和6年度末で27億7500万円となっておりますが、令和7年度事業を今実施しております。その部分を引きますと大体12億円程度が令和7年度末には残りま

す。

一方、先ほどお伝えしましたシステムの補助も今後令和8年度に実施してまいりますので、そういった使途で使った段階で最終的には残高はゼロになるというふうに見込んでおります。

○仲村未央委員 はい、分かりました。

令和9年度以降の一本化になるのか、そこら辺を含めてですね、また引き続き、取組をしていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○新垣淑豊委員長 ほかに質疑はありませんか。

上原快佐委員。

○上原快佐委員 まずは、いろいろありました宿泊税、この基金条例の提案まで行ったということ、本当に皆さんお疲れさまでした。

この説明の中で第7条までありますけれども、3条においてですね、この基金は金融機関で安全に保管すると書いていますけれども、4条においてですね、運用益、基金の運用から生ずる収益は、ということを書いてあるんですが、この金融機関の預け入れの利子以外の運用益というものは、どういったものが考えられるんでしょうかということと、その運用益というものは、どれぐらいの規模を想定しているのかということをお伺いできますか。

○比嘉真之観光政策課副参事 お答えさせていただきます。

宿泊税条例基金につきましては、今後税収という形で入ってくるものでございます。

一方、これを取り崩して事業に活用していくということが基金の性質上ございます。ですので、今後この基金の運用ですね、利子以外のいわゆる定期預金での運用等だという形になるかと思うんですが、こちらにつきましては、安全性の確保に留意しつつ、関係部局と調整の上、効率的な運用の在り方を検討していきたいというふうにご考えております。

○上原快佐委員 ということは、現時点ではその基金を運用していろんな事業では活用するっていうのはもちろん分かるんですけど、基金を運用して、そこから収益を上げるような事業というものは考えていないということでもよろしいですか。例えば、一般的なあれだと、株式で運用するであっ

たりだとか、基金を活用した事業をすることによって、何かしらの収益があるというような具体的なものは今のところ想定していないということですか。

○比嘉真之観光政策課副参事 基金を運用してそういった利子なりの収益・運用益ですね、そういったものを今後積み立てていくとかっていうところについては、考えてはおります。

一方ですね、やはりこの宿泊税基金という中で、特筆すべきところといいますと、補正予算等で取り崩す段階も機動的に動けるような基金制度を考えておりますので、長期的な期間預けたりするようなものではなくてですね、一定程度まずは短期的な運用、定期預金でも会計関係部局に確認したところ、1か月ぐらいから定期預金でお預けすることもできるというふうな話も伺ってはおります。この基金の中で、事業を推進する中で適切な運用の在り方っていうところも検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○上原快佐委員 なので、今具体的には、特に何というものは今のところ想定してないということでもいいんですよね。

○比嘉真之観光政策課副参事 そうですね、現時点では。

○上原快佐委員 分かりました。大丈夫です。

○新垣淑豊委員長 ほかに質疑はありませんか。
上原章委員。

○上原章委員 お願いします。

先ほど大浜委員からもありましたけど、宿泊事業者の皆さんに対して、本当にしっかりした透明性っていうか、意見の集約ができる仕組みをつくらないといけないと思うんですが、今回戦略会議を設置して運営・管理をしていくと言っているんですけど、この資金の使途を最終的に決めるところはどこなんですか。

○比嘉真之観光政策課副参事 基金につきましては、基本的に県のほうで事業計画を立てて、予算案として議会のほうに提案するという形が一連の流れになりますので、県及び議会という形になるかと思えます。

○上原章委員　ですから、県のほうでそのメニューをつくるにしても、その観光振興に資する資金の運用ということ。これ特に宿泊事業者の皆さんの声が、そこにしっかり集約できるという仕組みが僕は必要だと思うんですが、それはどういうふうにするんでしょうか。

○諸見里真文化観光スポーツ部長　重要なのはまさしくそういうところで、また従来の行政のスタイルと少し変えたところは、大切なのは現場の声を聞くということ。それを具体的にどういう手法で聞くかということ、従来の行政っていうのは、予算案をつくるに当たって、県が骨格をつくって意見照会をしたりします。ただそれだと、ある程度の形ができた後に、最後少し意見を言う形が多いです。そうではなくて、これまでの合意形成の経緯も踏まえて、やっぱり十分に現場の声を聞くためには、その今の課題、あとはこういう方向性をやってほしいとかいう初期の段階、素案をやる段階から意見交換をしようと思っています。

ですからその段階で、当然これは文化観光スポーツ部だけではなくて、それを利用する各部局にお願いをして、我々は観光業界ですけど、当然土木とか環境とかあります。そこは現場の声を最大限聞いてほしいと。そこを反映して、できるものもできないものもあります。予算額もあります。それは出てきたものを、文化観光スポーツ部で戦略会議等の意見を聞きながらつくった後に、最終的には議会に提案させていただくと。そういうスタイルを取りたいと思っています。

以上です。

○上原章委員　まさに部長が今おっしゃった形というのが重要だと思います。その意見を集約・反映する中で、沖縄観光コンベンションビューローの立ち位置ってのはどういう形になるんでしょうか。

○諸見里真文化観光スポーツ部長　はい、非常に重要なのは、観光の部門については、ぜひビューローのほうに最大限役割分担をしていただきたいと思っています。当然、戦略会議の中にも入っていただきますし、それとは別に、あくまで戦略会議はこれを10回も20回も開くわけじゃないです。それなりの有識者の方々、今大体十五、六名を想定していますが、各界各層の方々に入っていただきますので、その前段階、先ほど言った業界の声を集約する、それはビューローがやはりぜひやってほしいということで、ビューローとしてこの民間の団体、既存の協議会もあります。それを

活用するか、それをまた別で広げるかはビューローと話し合いをしていきますけど、ビューローがそういうのを設置して、そこに県も入っていきたい。そういう形で、初期のほうで整理をしていただいて、それを県と一緒に戦略会議のほうに行くと。当然その中には、三役とも十分にすり合わせをさせていただいて、その声も反映させた上で、決めていきたいというふうに考えております。

○上原章委員 ありがとうございます。

もうスタートが非常に重要だと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

もう一点、今回のこの宿泊税導入に当たってですね、特に離島の皆さんから、病院や、またその島の方々がどうしても本島に来て宿泊していろんなことをやる、その配慮をしてほしいというのが、最後までこれが結構、総務省等もなかなか難しいということも聞いたんですけどね。

この辺に対する手当をしっかりとしていきたいと知事はおっしゃっていたんですけど、これは今、状況どうですか。

○比嘉真之観光政策課副参事 まず今回、宿泊税条例の本体を検討する段階でですね、やはり離島への配慮という部分でいろいろ離島にもお伺いさせていただいた上で、いろいろ声を聞かせていただきました。

その中でもやはり部活動、あとは通院の支援というところがございますが、部活動につきましては教育庁を主体にですね、令和8年度から基金を新たに立ち上げて、そういった派遣費用等の支援を強化していくというふうに伺っております。

さらに、通院のほうにつきましても、これは保健医療介護部でございますが、こちらでも既存の事業、これまでも通院支援というのを実施してきておりますので、その部分の強化をさらにする形で、令和8年度から今回当初予算で上げているというふうに伺っております。

○上原章委員 既存の事業を拡充していきたいという。実はこれ、結構議会でもこれまでも県がなかなかそこが弱いと。むしろ市町村で一生懸命、厳しい財政の中ですね、島民のためのそういう補助等に取り組んできた。けどなかなか県のほうがそういった取組が弱いというのがずっと議論があったんで、ぜひ今回、部活動の子どもたちへの基金っていうのも、評価はこれから本当にしっかりとやっていただきたいと思うんですけども。

今回この通院等どうしても家族も含めてですね、付添いも含めて、また出産でですね、どうしても本島に来なくちゃいけないというところを宿泊している中で、一律に税が取られるというのは、どうしてもこれは県がしっかり、担当部署それぞれだというお話ですけど、それをしっかりやっていただきたいということを希望して終わります。

○諸見里真文化観光スポーツ部長 実は、離島患者通院事業は、私はその制度創設に携わりました。ですからその部分で、先ほど付添いについてもゼロだったのを1人に増やしたり、対象も広げてきました。

今般、保健医療介護部のほうで、今回の宿泊税を機に、これまで以上に拡充をしております。

4月以降、私担当部長になりますので、その部分については既成の概念にとらわれず思い切って、当然財源の制約はありますけれど、しっかり離島の皆さんのためにですね、何ができるか考えていきたいと思っています。

以上です。

○比嘉真之観光政策課副参事 今、どういったものが今回拡充されるかというところにつきまして、通院に関してでございますけど、これ保健医療介護部で実施しておりますが、令和8年度から市町村への補助要件に関しまして、宿泊基準額の引上げ、また補助対象の追加、付添人に関する要件や補助上限等の拡充、そういったものを見直しを実施するというので、今進めているというふうに伺っております。

○新垣淑豊委員長 ほかに質疑はありませんか。

次呂久成崇委員。

○次呂久成崇委員 条例案の1条のほうに、観光旅客の受入れと地域住民の生活との調和という文言があるんですけども、先ほどから各委員のほうからもあるんですけども、やはり宿泊税を納付するのは、観光客だけではなくて、やはり県内の離島の住民もいるというところですね、一定程度この基金を活用した、やはり県民生活の向上っていうところのバランスを図らないといけないかなというふうに思っているんですけども、それをどのような形で図っていくのかとか、そのちょっと考え方をお聞きしたいなと思います。

○諸見里真文化観光スポーツ部長 宿泊税の絡みでそういうお話がありましたけど、実は、観光行政・観光政策が今後どうあるべきかということで、今まさしく整理をされていて、これから新しい展開になるかなと私は思っております。なぜかという、今年度知事のほうから、持続可能な宣言という形で沖縄サステナブルツーリズム宣言、これがまさしく県民生活と観光客の調和という部分を前面に出しております。そういう理念と行動指針はつくりました。それを実行に移すというのが、多分委員の御質問だと思いますけど、まさしくそれが、宿泊税が導入できれば思い切った財源が出てくるわけですね。ですから、当然観光事業者の部分もございますが、やっぱり私は最終的には大きいのは、県民の生活が豊かになる、質の向上につながる、この部分に宿泊税が多く使われるのが私は理想だと思っております。

そのためには、具体的に今やっている部分もございますが、新しい取組も必要だと思います。既存の事業の財源振替には決してなるべきではない。新しい取組をしていくためには、公務員だけではなくて、やっぱり現場なんです。これは、観光だけではなくて文化もスポーツもそういう現場、これは国際交流も入るかもしれませんが、そういうところから、ニーズを取って、何度も繰り返しますが、財源振替に充てるんじゃなくて新しい展開をしていく。

そのためには、一番はやはり県民の生活環境、言葉を換えるとオーバーツーリズム、この部分の解消もしていけないといけない。そういう取組を強化していく必要があるかなと思っております。

以上でございます。

○次呂久成崇委員 これから、この協議会というのを設定していくというところですけど、観光業ってやっぱり裾野がとても広い産業ですので、いろんな業界の皆さんがそこに関わっていくということももちろん大切だと思うんですけども、やはりこの県民生活の向上につながるっていうところでは、県民の代表というかそういう方たちの声をどこかで集約できるような機会というか場をつくるっていうことも、やはり大事だなというふうに思いますので、それがあってこそ、やっぱり県民生活向上につながるんですね。なので、そういうこともぜひ踏まえてですね、協議会の設置については、御検討いただきたいなということをお願いいたします。

○比嘉真之観光政策課副参事 今、委員御指摘のありました県民の声の部分でございますが、これまでも観光のアンケート等で実施をしてきたとこ

ろもあります。もしくは今後県民の方が、県に求める観光政策の部分ですね、そういった部分に加えまして、次年度以降、県民も含めて利用されますので、そういった幅広い方々の意見を、アンケートという形にはなると思いますが、そういったものもしっかり拾っていきたいというふうに考えておりますので、そういった対応を含めて少し検討していきたいと思っています。

以上でございます。

○新垣淑豊委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣淑豊委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第18号議案に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入替え)

○新垣淑豊委員長 再開いたします。

次に、文化観光スポーツ部関係の請願第3号及び陳情令和6年第72号の2外14件を議題といたします。

ただいまの陳情について、文化観光スポーツ部長等の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会の処理方針等に変更があった部分についてのみ説明をお願いいたします。

諸見里真文化観光スポーツ部長。

○諸見里真文化観光スポーツ部長 文化観光スポーツ部関係の請願及び陳情につきまして、その処理方針を御説明いたします。

それでは、ただいま表示しております、経済労働委員会請願・陳情に関する説明資料の2ページ、目次を御覧ください。

当部関係としては、新規の請願が1件、継続の陳情が14件、新規の陳情が1件となっております。

まず初めに、新規の請願1件について、御説明いたします。

請願の経過・処理方針等につきまして、読み上げて説明とさせていただきます。

4ページを御覧ください。

請願第3号観光目的税（宿泊税）の使途としての子どもたちの部活動等における県外派遣費用に関する請願。

本請願については、宿泊税の使途として派遣費用助成に充てていくことを求めるものです。

5 ページ11行目、右側を御覧ください。

請願事項1について、処理方針を読み上げます。宿泊税は法定外目的税であり、観光振興に寄与する施策に充当する必要があることから、部活動等派遣費への充当は、受益と負担の公平性という観点で課題があるものと考えております。

一方で、令和7年度からスポーツ少年団主催大会への離島参加者に対する渡航費支援制度を創設しております。

県としては、引き続き、関係部局と連携し支援制度の拡充を検討するとともに、宿泊税の充当は、5つの使途項目と各事業計画との整合性を踏まえつつ検討してまいります。

請願事項1については、教育庁との共管であり、教育庁に説明を求めたいと思います。

○竹西正好保健体育課班長 5 ページ24行目を御覧ください。

県教育委員会では、これまで離島から本島での県大会や九州大会及び全国大会に参加する生徒に対し、県中体連、県高体連、県特体連、県中文連及び県高文連を通して派遣費を補助しており、令和6年度から、支援の充実を図るため、クラウドファンディング型ふるさと納税を実施してまいりました。

県教育委員会としましては、派遣費の安定的かつ継続的な支援に向けて、令和8年4月から、沖縄県部活動大会参加支援基金を設置し、補助額の拡充に取り組んでまいります。

○諸見里真文化観光スポーツ部長 6 ページ2行目を御覧ください。

請願事項2について、処理方針を読み上げます。航空券代の価格安定に向けては、観光需要の平準化を図る必要があると認識しており、現在、修学旅行、スポーツキャンプ、MICE等の誘致のほか、季節を問わず楽しめる観光コンテンツの造成、ラーケーションの導入促進などに取り組んでおります。

沖縄県としては、引き続き、観光需要の平準化に向けて、観光事業者と緊密に連携しながら、効果的に施策を展開してまいります。

継続陳情14件のうち、11件につきましては、前定例会における処理方針

と同様の処理方針となっておりますので、説明を省略させていただき、処理方針の内容に変更のある継続陳情3件について、御説明いたします。

修正のある箇所は、赤字、取消線及び下線により表記しております。

なお、字句や時点の修正など、軽微な修正は、説明を割愛させていただきます。

18ページを御覧ください。

陳情令和6年第148号宿泊税制度の導入に関する陳情の陳情事項3（1）については、総務部との共管であり、総務部に説明を求めたいと思いません。

○平良友弘税務課長 19ページ29行目を御覧ください。

陳情事項3（1）課税免除対象について、追記更新しました箇所を読み上げ、御説明いたします。

20ページ26行目を御覧ください。

「そのため、次の2点を離島住民の税負担軽減措置と整理し、9月議会で条例を可決していただいたので、正式に総務大臣の協議を進めた結果、令和8年2月13日に総務大臣同意を得たところであります。

今後は、令和9年2月1日の施行に向け、関係市町村や宿泊事業者と連携しながら、準備を進め、世界から選ばれる持続可能な観光地づくり・沖縄の実現に向け、取り組んでまいります。」

以上です。

○諸見里真文化観光スポーツ部長 23ページ29行目を御覧ください。

陳情事項7宿泊税の運用体制についての（1）及び（2）について追記更新した箇所を読み上げ、御説明いたします。

24ページ3行目を御覧ください。

「県としては、意見書を踏まえ、税の使途の検討や事業効果の検証などを行うことを目的として、沖縄県観光振興戦略会議を設置し、中立的な立場から有識者等の意見を聴取することとしております。」

11行目を御覧ください。

同（3）について、追記更新した箇所を読み上げます。「一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローへの財源充当を含む使途については、沖縄観光振興戦略会議での意見を踏まえ、詳細を決定していきたいと考えております。」

28ページを御覧ください。

陳情令和7年第86号本県の観光施策に関する陳情の陳情事項1について

は、総務部所管であり、総務部に説明を求めたいと思います。

○平良友弘税務課長 28ページ29行目を御覧ください。

陳情事項1 観光目的税の早期導入について、追記更新しました箇所を読み上げ、御説明いたします。

「9月議会で条例を可決していただいたので、正式に総務大臣の協議を進めた結果、令和8年2月13日に総務大臣同意を得たところであります。

今後は、令和9年2月1日の施行に向け、関係市町村や宿泊事業者と連携しながら、準備を進め、世界から選ばれる持続可能な観光地づくり・沖縄の実現に向け、取り組んでまいります。」

○諸見里真文化観光スポーツ部長 29ページ5行目を御覧ください。

陳情事項2 ラーケーション制度の導入について、追記更新した箇所を読み上げ、御説明いたします。

12行目を御覧ください。

「県では、導入自治体の事例研究、課題整理、制度設計を行い、令和7年9月から県立学校で試行的導入を開始しております。

また、令和8年1月には、市町村に対し、制度導入の検討依頼と併せて、県内ホテルで実施されているラーケーション制度利用者向けプログラムの情報提供を行いました。

引き続き、市町村への情報提供、観光業界等への制度周知に取り組んでまいります。」

陳情事項2については、教育庁との共管の陳情であり、教育庁に説明を求めたいと思います。

○當山誠義務教育課主任指導主事 陳情事項2について、追記更新しました箇所を読み上げ、御説明いたします。

30ページ1行目を御覧ください。

「県教育委員会では、既に当該制度を導入している座間味村や、令和7年9月から試行的に導入している県立学校の状況等について、各市町村に情報提供し、導入を促しているところであります。

その結果、年度途中から実施している市町村もあり、また、多くの市町村で導入に向けた検討が進められております。」

以上です。

○諸見里真文化観光スポーツ部長 45ページを御覧ください。

陳情令和7年第172号宿泊税（観光目的税）導入に関する陳情の陳情事項2について、追記更新した箇所を読み上げ、御説明いたします。

11行目を御覧ください。

「県では、現在、宿泊税の円滑な導入に向けて、関係団体等への制度周知等を行っており、各圏域・離島ごとに説明会を開催するなど宿泊事業者等への制度周知に取り組んでまいります。

なお、協議体については、沖縄観光コンベンションビューローが中心となって設置する協議体に県も参加する方向で調整を行っております。」

24行目を御覧ください。

陳情事項3について、追記更新した箇所を読み上げます。

「使途事業の公平性、透明性等を確保する観点から、事業の検討、効果検証などについては、沖縄県観光振興戦略会議を設置し、中立的な立場から有識者等の意見を聴取することとしております。

沖縄観光の質の向上を図るためには、専門性を有する沖縄観光コンベンションビューローとの連携は不可欠であることから、同団体についても委員として参画していただくことで調整を進めております。」

続きまして、新規陳情1件について御説明いたします。

陳情の経過・処理方針等につきまして、読み上げて説明とさせていただきます。

47ページを御覧ください。

陳情第12号沖縄県立芸術大学におけるセクシュアルハラスメント問題への設置者責任に関する陳情。

本陳情については、沖縄県立芸術大学におけるセクシュアルハラスメント事案への対応及び大学のガバナンスについて、設置者としての監督権限を行使し、包括的な調査を行い、必要な是正措置と再発防止策を講じることを求めるものです。

処理方針を読み上げます。48ページ13行目を御覧ください。

県立芸術大学は、令和3年度に地方独立行政法人法に基づく公立大学法人となっており、大学自治の観点等を踏まえ、法人の自律性・自主性を尊重することとされております。

大学では、本事案に関して、外部専門家による調査委員会を設置して調査を行っており、事実関係が明らかになり次第、法人規程に基づき厳正に対処するとのことであります。

県としては、引き続き大学の自律性・自主性に留意しつつ、ハラスメント対策に関する現状、課題、再発防止策について意見交換を行うなど、適切に対応してまいります。

以上が、文化観光スポーツ部関係の請願・陳情に係る処理方針であります。

それでは、御審査のほどよろしくお願いいたします。

○新垣淑豊委員長 文化観光スポーツ部長等の説明は終わりました。

これより、陳情に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

大浜一郎委員。

○大浜一郎委員 確認の意味で陳情令和7年第105号の33ページですけども、このレンタカー事業者の件ですね。どういう現況で推移しているか、今の状況ちょっと説明願います。

○親富祖英二観光振興課長 ありがとうございます、お答えします。

現況ということでレンタカーの台数その他の概要的なものになりますけれども、レンタカーの台数は、コロナの影響で一時期減少しておりましたけれども、令和5年度以降、旅行需要の回復とともに台数が急増しております。今ではコロナ前を超える状況となっております。

台数でいきますと、平成30年が4万1000台ほどあったのが、令和6年は5万6000台ということで、1万5000台ほど増えている状況でございます。

その他の現状としまして、レンタカー協会の会員になっていない非会員の小規模のレンタカーの事業者が新規参入して、大幅な増大となっているという状況でございます。

以上でございます。

○大浜一郎委員 ところで、その増加したレンタカーによる問題としては、公共の場所とか公道とか、空港で問題になっておりましたけど。今ここでは航空局とか、いろんな警察とも連携して対処をやっていくということですけど、具体的にどういう効果が今見られますか。

○親富祖英二観光振興課長 ありがとうございます。

今委員から御質問ありましたように、那覇空港事務所をはじめとして、NABC Oさんとかですね、関係機関でもって取締キャンペーンというのを行ってまいりました。それも踏まえてなんですけれども、効果といたしまして手応えというところをある程度感じているところです。

那覇空港事務所、空港を管理する大本のところなんですけども、こちら

のお話としましても、一定程度違法な違反車というのは見受けられるんですけども、ただ、減ってきていると感じると。現場に警備員をそれぞれ設置しているんですけども、そちらのほうからも違法車両は減っているというふうに聞いているという報告を受けてございます。

キャンペーン以外でもですね、レンタカー協会など各機関から周知広報など、これまでの地道な取組というのが効果が出てきたのかな、浸透してきたのかなということも聞いております。

空港事務所としましてはですね、渋滞という面でなかなか解決してきたのかなというところ聞いてございます。

あとレンタカー業界ですね、今回の陳情者でもございますけれども、そちらのほうでもお話を聞いておまして、キャンペーンによって1階と3階があるんですけど、3階のほうの違法車ってというのは大分減ってきているのかなというふうに聞いております。

ただ駐車場とか別の場所に流れているというのものもあるのではないかなということ、またそういうのも課題として認識しているところでございます。

以上です。

○大浜一郎委員 ですので、もうこれ課題として挙がっているので、いただきごっこにならないようにね、しっかりやらないと、これ何が懸念されるかっていうと、要するに風評被害とかね、トラブルなんですよ。要するに事務所を持たずに、管理運営もちゃんとできないような、届出だけでやる。非常に参入の敷居が低いから。整備されてない車なんかを貸出ししたりして、しかもこういう駐車場の中で貸出しするというようなことが、だからこれをなくさなければいけないわけですよ。

レンタカー業界と話をすると、僕らも努力するけど、結局なくなることはもしかしてないかもしれないと。今のやり方だとね。

だから、条例とまではいかないまでも、もうそれも視野に入れたね、罰則をきちっとやるっていうふうなのを打ち出さないと、なくならないんじゃないかと。本当に何とかコロナ禍から回復してきて、単価も上がるような、非常によい状況になってきているのに、よくなってきたらこういうことするやつ必ず増えてくるから、もうこれは徹底的にね、きちっと協力ベースでやっている分にはいいけども、絶対それを守らない悪徳業者っていうのがみんなに迷惑をかけるので、これはもう徹底的にやるというような方針というのは県の中ではあるのか、それとも県警との連携の中で、そういう話があるのかどうなのか。その辺のところは今どうですか。

○親富祖英二観光振興課長 ありがとうございます。

委員おっしゃるようになかなかこの問題、簡単っていうか、私も就任1年ぐらいになりますけれども、キャンペーンとかやってきてですね、一定の効果は出てきたというところなんですけど、根本的などという意味でレンタカー協会さんとか、あとほかの関係機関ともですね、いろいろ意見といたしますか課題というのは認識として持っております。

その中で各関係機関集まった会議とかの個別の調整もやっているんですけども、やはり、今の駐車場といいますか、空港の構内道路の改善をして、少し駐車場が広くなったりという意味での改善とかもあるんですけども、今言ったような業界のほうからの罰則ですとか、陳情にもありますように条例化の制定というのもあって、それについてどういうことができるのかっていうのは引き続きずっと継続的にやっております。

それで、条例化というところが前からちょっと難しい、だけれども研究していると御説明させていただいているんですけども、引き続きこれは研究していくっていうことは考えてございます。

ただ、今すぐに、いつまでというところとか、どういったものってのは、まだできてはいないんですけども、そこは研究をしていきたいというふうに思っています。

県警との話とかっていうところなんですけれども、確かに取締りということになりますと、県警のほうが実際に権限といいますか、そういう法的なものもあるので、ただ体制ですとか、空港の構内道路のこの制限区域の持ち方とかですね、なかなかやるには、結構すぐにはできないハードなものも出てくるところもあるというふうに聞いておりますので、そこは定期的な集まりを通じてですね、意見交換をして進めていきたいと思っております。

あと、構内道路が最終的にはちょっと2年ぐらい先なんですけれども、3階の部分とか、降りる道路とかの整備はされて、1階も大分広がって、レンタカーの受渡しの台数とかも増えてまいりますので、そちらも見ながらですね、その改善状況を見ながら引き続き関係者と意見交換して対応していきたいと思っております。

以上です。

○大浜一郎委員 すみません、県警はいますか。今日はいない、あそうか。

いや、ちょっと県警にもその辺のところちょっと聞いておきたいと思

ますけど、いずれにせよ、この最初に観光客が会う人ってレンタカー業者かタクシー運転手なんですよ、ファーストコンタクトは。だから、そこでもう嫌な思いをしたり、帰るときも嫌な思いをしないような形にするって、特にいい気持ちで来て、最初に出会う人たちがこういった形に変な扱いを受けたり、それに伴って何か故障とかトラブルに巻き込まれるってことだけは避けなきゃいけないので、だからそこはですね、今やっているうちに押さえ込んでおかないと駄目なので、協力をお願いすることはいいんだけど、あまり悠長に構えないほうがいい。やるべきときにはきちっとやらなきゃね、けじめがつかなくなるかなというふうに思いますよ。そういう点もちょっと踏まえてですね、しっかり対応していただきたいなと思っていますんですけど。ある程度、区切りもつけたほうがいいと思う。その区切りをどこに持っていかってのは、いろいろ議論が出たけど、でも区切りは僕は持つべきだなと思うんですけど、この辺はどうですか。

○親富祖英二観光振興課長 ありがとうございます。

おっしゃいますように、いつまでも長くってというのはできないものだろうと思っております。

今、いつまでにとというのは、すみません明言はできないんですけれども、今、議論というのは定期的にあって、個別にも話ができる状況ございますので、この課題はハード的なものもありますし、体制的なものもありますけれども、その辺引き続き意見交換しながらですね、進めてまいりたいと考えております。

○大浜一郎委員 もう一点。新規の請願ですけどね、みらいファンドさんからのやつなんですけど。これ、使途として子どもたちの旅費の議論を今検討するっていうのが、これ舞台に上がるものなのかなあというふうに思うのが1点と、この課題の原因として、沖縄県が観光立県であることの負の波及効果として捉えられると考えるというのでこれは使うべきだっていうこういう要請で、まあいろいろ考え方があろうかと思えますけど。これ、今子どもの派遣費の問題とかいうのは、そのように今回も基金もつくったし、市町村とも共に連携してやってきているのもあるし、いろいろな仕組みやっているけれども、これどうなんだろう、土台にのる話なのかな。処理方針もそんな形に書かれているけども、どうなんですか。

○比嘉真之観光政策課副参事 お答えいたします。

宿泊税につきましては、観光振興を主目的とした法定外目的税でござい

ます。その性質上、税収は宿泊客に対する地域を規範とし、本県では受入体制の充実や、環境及び良好な景観の保全を柱とした観光地の魅力向上など、観光振興に資する5つの使途項目への活用を方針として掲げております。

今回の児童・生徒の派遣費用への支援につきましては、まず航空運賃等のダイナミックプライシング、あくまで需要バランスに基づく市場の原理であること。また、受益と負担の公平性という観点に加え、特定の個人に対する直接的な給付が観光目的税としての活用趣旨に合致するか、こういった課題があるかというふうに考えております。

こういった課題も含めましてですね、今後、部内で検討、関係機関とも調整もさせていただきながら、また有識者等で構成される沖縄県観光振興戦略会議においても広く意見を伺うことも含め、検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○大浜一郎委員 僕がこのみらいファンドの事業としては、この子ども祭りってのは、僕は最初のころから協力しているんですよ。実際非常に良い子ども祭りをやってね、これ全部派遣費でやる、これ離島ならではの特有な事情があってね、それは僕も理解しているし、最初から関わってきた経緯があるんだけど、この宿泊税の問題にこれがのるのかなという、こんなの聞いたことなかったもんだからね。

だからそこは、広く使途がね、一般財源のように広くできる、どれぐらいの幅になるかってのをまだイメージできているはずがないので、なかなか議論が難しいんだろうけれども、ただこれ観光立県であることがこの問題の起因になっているというのはちょっといかがなものかなと僕も思ったりはしますよ。

ただし、そう捉えている方々もいらっしゃるということもあるので、ここはちょっと時間かかるかもしれないけども、丁寧に理解を得てもらおうようにするしかないんではなかろうかなと思うんですけど、これ、部長、どうなんですかね。

○諸見里真文化観光スポーツ部長 お答えいたします。

今委員が御指摘の、大筋そうだと思っております。処理方針では、新規で出てきましたので議論はさせていただくという形で、今担当のほうからお答えをさせていただきましても、恐らく求めているのは、その渡航費の支援、それが宿泊税が今回創設されるという部分がリンクしてきてい

るかと思えますけれども、現時点では議論は一旦しますけれども、恐らく観光目的税で渡航費をとというのは少し難しいかなというふうに認知しております。

その代わりに、私は訴えている内容については、先ほど通院費もそうでしたけれども、非常に重要だと思っています。ですからスポーツの小学生の少年団については令和7年度新規事業を立ち上げました。できましたらその部分の拡充も考えていきたいと思っています。その延長線上かなと思っています。やっぱりその渡航費という部分についてスポーツも、次呂久委員からも文化もというお話もありました。それは今教育庁で、中高で小学生が抜け落ちるので、今我々が取り組んでいますけど、そこに課外活動でしたかね、そういうお話もありました。

まさしくそこが今曲がり角だと思いますので、そこを、目的税ということは少し難しいかもしれませんが、ただ、それに対する企画立案をして施策として打っていく必要性は、私は強くあると思っています。

これは教育庁と文化観光スポーツ部が、どういうすみ分けをして整理をしていくか。そういうことかなというふうに認識しております。

○大浜一郎委員 児童生徒の派遣費に関する、例えば宿泊税の免除とかだとか、例えば今いう病気の方々の免除という、一旦払って市のほうで、後で要するにきれいにこれ精算するというようなこともね、これも市町村と要するに組み合わせてね、できない話ではないとは思うんですよね。

なので、今後の議論として、この宿泊税の使途が要するに観光産業が県民を豊かにするというテーマに沿って、これは少しは引っかかってくる、少しじゃ悪いな。ちゃんと引っかかってくる話であろうかというふうに思いますので、それで丁寧な議論をされて、ぜひですね、どんな形が一番ベストなのかっていうのは、今後ちょっと時間かかるかもしれませんが、議論をされてください。

以上です。

○新垣淑豊委員長 ほかに質疑はありませんか。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 新規の陳情からお尋ねをいたしたいと思います。

陳情第12号の県立芸術大学の件ですけれども。陳情者の趣旨によるとですね、過去10年間に複数のセクシュアルハラスメント事案が発生し、ということで指摘が出ておりますが、過去10年間に複数のセクシュアルハラス

メント事案が発生したのかですね、その把握についてお尋ねいたします。

○下地正人文化振興課長 お答えします。

過去の懲戒処分事案ということで、平成8年から事案の把握をしてございます。8件ありまして、その中で2件懲戒免職ないしは、昨年度非常勤講師が懲戒解雇ということになっておりますので、そういった処分の実績とございますか、経過がございます。

以上です。

○仲村未央委員 これはもうあくまで事案の発生が確認されたことだと思いますけれども、相談件数は何件あったんでしょうかね。

○下地正人文化振興課長 相談件数についてはちょっと手元に今資料を持ち合わせてございませんが、相談があってそういった懲戒処分に至ったものというふうには認識をしております。

○仲村未央委員 質問の趣旨はですね、相談があって通常窓口があって、そこが受けてやるという前提で聞いたものですから、相談窓口が当然あると思っているんですが、相談窓口あるのか、あるとしたら相談件数はおっしゃる期間、平成8年からの期間に何件の相談件数があったのかということ聞いておりますが。

○下地正人文化振興課長 直近の4年間、芸大のほうでの相談の件数といたしましては、令和3年度に6件、それから令和4年度に2件、令和5年度に1件、令和6年度に4件となっております。

以上です。

○仲村未央委員 先ほどのちょっと対象期間がずれておりますけれども、今直近の4年間でお答えいただいたということで認識をしますが、これに対してですね、相談者のほうからは県の評価委員会のほうからも指摘があったとありますけれども、どのような指摘でしたでしょうか。

○下地正人文化振興課長 この指摘があったというのは、公立大学、県立芸大での業務の実績の評価結果ということでございます。その中で、改善すべき点ということで、評定が十分に実施できていないその他業務運営というところの項目で、ハラスメント等の人権侵害を防止するために、教職

員を対象とした研修の実施やハラスメント防止対策委員などの設置に取り組んでおりますが、中期計画目標期間内にハラスメント事案が発生しており、さらなる取組が必要であるということで指摘をさせていただいております。

以上です。

○仲村未央委員 皆さんの処理方針の中で、本事案について大学側に確認したところってなっていますが、この本事案という事案は、どの事案を、先ほど言った過去直近の4年間の相談の状況、あるいは懲戒に至った8件とありますけど、この処理方針の本事案はどの事案ですか。

○下地正人文化振興課長 本事案は、今般の昨年8月に報道された現在調査中の事案を指しております。

以上です。

○仲村未央委員 昨年8月の事案に関しては、調査はいつから始まっているんでしょうか。

○下地正人文化振興課長 大学側では8月から調査を開始した、委員会の設置ということかどうかはあれですが、8月から調査を開始しているというふうに聞いております。

○仲村未央委員 8月からの調査ですけれども、調査に入るまでの手順とか、相談窓口があって受けてっていう流れが一連のハラスメント対応という仕組みがあると思いますけれども、その流れを説明していただけますか。

○下地正人文化振興課長 ハラスメント対策につきましては、芸大のほうでハラスメント防止対策委員会というものと、それから相談窓口を設けております。ハラスメント防止対策委員会の構成員が15名で、ハラスメント相談員が2名ということになっております。

発生した場合には、相談者が特定できる場合と、それからできない匿名の場合ということで入り口で分かれておまして、特定できる場合には相談員、先ほどの相談員は臨床心理士の資格または公認心理師の資格をお持ちの方となっておりますが、その方が面談の対応をして、その後ハラスメント防止対策委員会に、申立てに応じて対応をしていくという流れになっ

てございます。

○仲村未央委員 この相談員と対策委員会の方々は、基本的に学生あるいは教職員に対しては公表されているのかですね。役職としてあるいはこの方ですということの、その公表があるのか、周知の在り方ですね。

それから、調査に関しては対策委員会が行うのか、また調査は調査で別の組織が行うのかですね、その辺りの仕組みも教えてください。

○下地正人文化振興課長 窓口については、大学の事務局のほうで、全学にパンフレットを配布するなどして、連絡先を広く周知しているというふうに聞いております。

○新垣淑豊委員長 休憩いたします。

(休憩中に、文化振興課長から仲村未央委員に対し、質疑の内容について確認があった。)

○新垣淑豊委員長 再開いたします。

下地正人文化振興課長。

○下地正人文化振興課長 ハラスメント防止対策委員会は15名おりますが、今般の本事案に関しては、その対策委員会から委嘱を受けて、調査委員会を立ち上げているということになっておりまして、それが本会議でも答弁ありました3名、弁護士1名と、社会保険労務士の方が2名ということの合計3名の委員会というふうになっておりまして、この方の氏名等は現在公表されておられません。

以上です。

○仲村未央委員 ハラスメントの相談があってから、その相談に応じて調査に入っていくと思うんですけども、調査を受けてからの、今どのような進捗であるとか、その調査の期間であるとか、それから本人に対するその進捗の報告であるとかですね、それは期間のめどとか、あるいはその進捗の説明責任などはどのような手続になっていますか。

○下地正人文化振興課長 この点に関しましては、大学側においても、本人のプライバシーというところもあって、見通しを含めて公表ができない

というふうに伺っております。もう少し申し上げますと、この辺りのところでですね、大学側としましては、非常にプライバシー重視ということでいろんな情報をクローズにしているというところがありましたので、そこから辺りの部分で、少し2月ごろに部長のほうからも申入れをさせていただいたところ、じゃ調査委員会についてはこういったことは公表しても差し支えないんじゃないかというところで公表をしたという経過でございます。

大学側としては非常にプライバシーを心配をされて、それで取り組んでいるというところでございます。

以上です。

○仲村未央委員 先ほど、過去4年間で13件の相談があり、また平成8年度以来8件のハラスメントの認定と、懲戒はそのうちの2件ということで、非常に件数が重なっているということもありますし、また、陳情者のほうからはその構造的問題っていうことの指摘もあるので、そこもちょっと気になり、同じ県立の大学である看護大学のほうの仕組みについて少しヒアリングをさせてもらったんですね。

そうすると、看護大学のほうは、基本的にはその相談者、そして対策委員会、それぞれ独立していますけれども、相談を受けて速やかに対策委員会に上げて、対策委員会がさらにまた調査委員会にその調査を託するという段階に行くわけですけれども、その中で、調査が入ってから、何らかの処分、いわゆる本人通知とかですね、調整・調停、こういったことも含めて、この処分の判断に至るまでの期間っていうのを2か月というふうに定めているわけですね。

これはなぜそうするかというと、やはりこのハラスメントを訴える側、相談者、いわゆる被害者とも言い換えられると思いますけれども、その被害を感じた方に対するその進捗の説明であるとかですね、そういったことを長引かせることによってやっぱり、当事者間というのがその間に、非常にその場に居づらくなったり、あるいは二次被害を発生させたりですね、そういった環境に置かれるということになるべく早くしていく。そのことによって、その被害を訴えられた方の人権をまず確保する。それから訴えられた方、いわゆる調査の対象になる方の負担もやっぱり含めてね、それは迅速な調査が必要であると。そしてそういったその方針を明快に示すことによってね、この大学自身がハラスメントを絶対に許さない、人権に対しては毅然とした姿勢であるということを示す。この必要が伴うためにですね、この一定の期間というのは非常に重視をして取り組まれている

るといのが看護大学のほうでは聞けたわけですね。

今回、ここに指摘がされるように、8月の調査に入って、今日なお、調査中ですということで、進捗すらね、あるいはその見通しすらその相談者に、あるいは大学としての姿勢というのを示し得ないということに対しては、どのように思われているのかね。

そこは設置者としてどのような認識でしょうか。

○下地正人文化振興課長 お答えします。

現在、大学側としましては、相談された被害といいますか、対象者の方に必ずしもといいますか、放置してといいますか、何もしていないということでは決してないというようなことは、私どものほうは伺っております。

その上で、調査に時間がかかっているというようなことをございますので、そこ辺りの事実認定といいますか、検討といいますか、やり取りといいますか、そういったところの配慮は私どもが聞いている限りでは、ガイドラインに基づいて対応をして、ハラスメントの防止規定とそれから、ガイドラインに基づいて対応をなさっているものというふうに考えております。

以上です。

○仲村未央委員 今回の課長の答弁だと、陳情者の指摘によると、2026年、今年の1月8日の最終回答書では、制度的説明、理事会の監督責任の説明がなく、再発防止策も提示されなかったということなんですけれども、これはそのとおりなんですか。

○下地正人文化振興課長 大学側からはその陳情者の方に対して、一定程度、その書面であつたりで回答されているということも承知をしております。

その中で、大学側の認識としましては、先ほど申しあげましたように、個別事案の対応に関する申立てというようなことで、大学側は対応しているところです。

ただ、昨今の報道ですとか、そのアンケートも出てきてというようなことも踏まえまして、これはちょっと、そういった個別事案ではないのではないかというようなことも、我々のほうから申入れさせていただいて、意見交換を今少し始めているというようなところが、大まかな経緯となっております。

以上です。

○仲村未央委員　ちょっと曖昧でよく分からないんですけども、先ほどの手続や制度によって、その相談者に対する説明責任並びに学生やその大学教職員も含む大学全体の関係者に対してですね、ハラスメントに対してはこのような手続のもと、毅然と対応しているというような経過も含め、きちんと説明される環境があるのかどうかっていうところも非常に重要なわけですね。

そうでないと相談をしてもですね、不利益を被るかもしれない、あるいはさらに立場が悪くなるかもしれないということであれば、これは恐ろしくて相談できる状況ではないわけですね。

ですので、このブラックボックスのようにですね、8月から調査が入って、今日もう3月ですね。なお見通しすら説明されないような、これは県立大学でもありますので、大きい意味で言えば、やはり県民に対してもね、それは大学の姿勢として、やはり説明が伴う、責任が生じるというふうに広い意味では思いますけれども、そこはこの間、設置者としてね、どういうその対応をしてきたのか、どういうその皆さんの関与があったのかお尋ねをいたします。

○下地正人文化振興課長　お答えします。

先ほど来、もともと御承知のとおり大学自治ということで、人事についても大学側に権限がありますので、我々としては、どうこう命ずるということとはできないことは前提の上でなんですけど、やはり一定程度大学側からこういった事案がありますということ、それから報道が8月来ございましたので、その辺りでの事務的な報告ということがございましたので、その都度、我々としてはこういったことになったということで、きちんと説明責任は果たしていただけないかということも、実は口頭では申し上げてきているところでございますが、何分その事案の中身がやはり非常にプライバシーに関わるものだということでもございますので、ここは大学側の判断として、全てクローズドにするというような判断になっておるのかなというふうに承知をしていたところでございます。

以上です。

○仲村未央委員　部長はこの間、当事者、関係者含めて接触をされているというようなお話もありましたけれども、構造的問題とまで指摘されるような県立芸術大学の今の環境なのかですね、それからプライバシーの保

護ってということはもちろん必要ですけれども、全体をクローズにしていくということも含めて許容しているのか。そういったことについてはどういう考え方でしょうか。

○諸見里真文化観光スポーツ部長 今回の県立芸術大学の件につきましては、制度上いろいろなガバナンスの統治の仕組みというのは、当然ながら整備がされているということです。具体的に言いますと、学外の方を利用する形で、理事会であり、経営審議会であり、理事長の選考会議、これも過半数以上学外の方です。そういう仕組みってというのは、実は法制度上つくられております。当然ながら公立大学、全国的に、全てがハラスメントが多発しているということでもございません。ですからそういう意味では、その制度が整備されている一方で、併せて当然県の設置者というお話もありましたので、評価委員会もございます。幹事も理事長も任命は知事です。そういう仕組みをですね、制度上やっています。ただそれが機能するかどうかはまた別の話ですね。現状私は当然、大学側の学長以下と話をした、OBの方3名とも直接お話ししました。当然両方の言い分は食い違うところもございます。

問題だなと感じたのは、今後これが議論になっていくと思いますけど、幾らガバナンスの機能を整備してもですね、今現状、これ特にOBの方もおっしゃっていましたが、学生・教員・事務職員、この方々が自由に意見を言えるような環境、それが今現状ないということで、それを私は組織風土というふうな形で発言いたしましたけれども、そういう形の問題、あと先ほど来出ている情報共有、これの在り方、意思決定の透明性、あと説明責任ですね、情報公開。この部分についてやっぱり長い、県立芸大この独法化以前からの蓄積だというふうに私は感じました。ですから、当然今回の事案は個別事案ですから、具体的にコメントはできませんけれども、これまでの経緯を踏まえていくと、そういう蓄積の発現だなというふうに認識いたしました。ですから、そこの運用改善を図っていかないといけない。

先ほど課長からあったように、確かに法令上は、独立して尊重しないとイケないというのはございます。ただ、ハラスメント事案が繰り返されるこの状況は、これ看過できないと私は認識しております。ですから、意見交換をトップが直接やって、その姿勢を示すと。なおかつ実効性のある取組をするためには、先ほど挙げた課題をですね、これからも大学側と、可能であれば私はOBの方にもまた来てくださという形でお伝えしました。

そういう形の現場で起こっていることを、この機に、何十年ですかね。設立以降の機に膿を出して、抜本的な対策を法令があるからということで、とどまるのではなくて、一步踏み込んで、やっぱりお互い意見交換をして、一番はその学生の皆さん、教員の皆さんが安心してそこで学業を学べる環境をぜひつくっていききたいなということで、意見交換を引き続き大学側と続けていきたい。

今委員がおっしゃったような看護大の件もですね、ぜひそういうのがあるのであればそういうのも情報を提起し、こういうのもできないのかどうか、今やっているのかどうか、その辺も俎上に上げてですね、ぜひ抜本的な対策をこれを機に、県として一緒になって取り組んでいきたいなというふうに考えています。

以上です。

○仲村未央委員 陳情処理方針にも、今部長からあるように、確かに大学の自治ですよ。法人の自立性・自主性というところは当然、特に大学ですから、そこは尊重されなければならないという一方ですね。本当にその自治が、自主性や自立性が損なわれていくような、あるいはそれが担保できないような環境になっているのではないかとということが、今まさに部長も感じているような、構造的な問題も含んだね、今体制の課題があるのかなど。そして、今要望事項の中には、設置者としての監督権限、これをやっぱり適切に行使をしてね。まさに大学の自治や自主性や、あるいは相談者含む関係者の、まず真っ当な学業ということが担保されるような、そういうことに持っていかないと、私は設置者としての十分な責任を果たし得ていないというふうに思うわけですね。

ですので、この包括的な調査、必要な是正措置、再発防止策。これを講じる主体は大学でしょうけれども、それにしっかりとたどり着くまでの、やっぱり監督責任というのは非常に大きいのではないかと。設置責任そのものではないかと思うんですけれども。それをされる意思はあるのか、どのように対応されるのか、お尋ねをいたしたいと思います。

○下地正人文化振興課長 お答えします。

設置者としてということでございますので、この処理方針にありますようにまず自立性・自主性に留意しつつ、現状、課題、再発防止策について意見交換を行ってまいりたいと考えております。

その中で、OBの方々もおっしゃってましたし、学長もおっしゃっていたことが、師弟関係が強過ぎてそういったことが起こり得るような部分

もあるのではないかとというようなこともございましたので、まず課題、認識と申しますか、現状認識としてそういったことが出てきておりますので、いろんなことをまず見える化と申しますか、意見交換の中であぶり出しをしながら、我々としてできる支援は何かというようなことも一緒に考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○仲村未央委員 できる支援ではなくて、設置者としてのやはり責任において、当事者として私は関与するべきだし、その指導力を持つべきだということを強く申し上げたいんですね。傍観者ではなくて、支援者ではなくて、やっぱり監督者、設置者そのものの責任においてという意味でお尋ねをしていますので、そこは明快に部長答えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○諸見里真文化観光スポーツ部長 お答えいたします。

今委員おっしゃるように、私も全く同感です。設置者として、権限上はいろいろ整理されております。

ただ、だから傍観者、もしくはそういう問題が起こったから対応するというのではなくてですね、私は根本的な問題はこれを機に、そのときには大学側、当然その学生、あとOBの方々、全て逃げずに直視して話を聞いて、そこで事実というのを特定をしてですね、具体的な対策、大学側は多分録音するとか何とかというお話で、OBの方に聞くと、それはやめてくれとか、当然いろんな考え方があります。

ただ、それはお互いが出し合って、何が具体的に特にこの芸大という特殊な師弟関係の濃密な個人でやる部分の、これはほかの大学とまた違う仕組みになっていると。だから、ほかのところと同じ仕組みをやったから解決するという問題では、私はないと思っています。

やっぱり、その芸大特有の部分をしっかりあぶり出して、そこにお互いができる対策は何かあるか、そこを議論し、それも先ほど来言ったように、時間をかけずにやっぱり踏み込んでやっていくべきだと思います。

県としては、私はちょっと異動しますがけれども、その考え方をぜひつなげていきたいなと思っています。

以上です。

○仲村未央委員 これはまた引き続き、注視をしておきたいと思いますので、取組のほうよろしく願いいたします。

それからもう一つの陳情、すみません、継続の陳情令和7年第172号、お願いいたします。

宿泊税の特にこの中の2番の協議体の設置に関して、先ほども基金の設置のところで幾つか皆さんからも質問がありましたけれども、特にこの協議会の在り方について非常に気になるので、お尋ねをいたしたいんですが、ビューローとの関わりですね。県が設置するその戦略会議——用途を判断する協議会と、それからビューロー側にもその協議会が立ち上がると。双方にそれぞれが関わっていくというようなそういう何か立てつけを想定されているようですね。

それでちょっと気になるのは、沖縄観光コンベンションビューローは、ビューローとしての従来の役割・機能も当然ありますけれども、もう一つは地域連携のDMOとしての登録もされていますね。ですので、地域連携DMOというのはむしろ、ただ観光業界、一参加者という立場ではなくてね、観光庁がそれを認定するに当たっては、その地域全体の観光戦略を策定する、それを実行主導する司令塔としての機能そのものですので、そこがむしろ、司令塔として戦略主体としてね、位置づけるということが、この間、広域連携DMOとして登録をされた、その役割まさに機能だと思っただけなんです。それを協議体のただ一員として出席をさせますっていう程度で広域連携DMOの役割が全うされるのか。そもそも広域連携DMOの登録に当たっては、県ももちろんきちんと関与して確認をして、推薦をされて、観光庁から認定を受けているというふうに理解をしておりますので、この広域連携DMOの役割そのものをどう認識しているのか、これが従来のビューローとはまた違った形でその戦略的主体となるということで、私はそのまま観光庁の求めを認識しているんですけども、その生かし方としてね、この協議会の位置づけが非常に曖昧だなというふうに見えるんですけども、そこはどういう役割分担というかね、どういう理解をすればいいんでしょうかね。

○新垣淑豊委員長 休憩いたします。

(休憩中に、観光政策課副参事から質疑の内容の確認があった。)

○新垣淑豊委員長 再開いたします。

諸見里真文化観光スポーツ部長。

○諸見里真文化観光スポーツ部長 観光DMO、宿泊税も絡みますけど、

基本的な考え方、私、部長としての考え方ですけれども、これビューローとも意見交換をしています。今現状と理想とはギャップがあるのはもう御存じだと思います。当然、広域DMOと従来の観光協会の違いというのは、従来の観光協会っていうのは、プロモーション、誘致、これが軸です。ですから、語学ができる職員が必要であるとか、そういう内容になっているかと思います。

DMOというのは今後は、地域づくり、マネジメント、そこを担うと。ですから、これ県と両輪でつまさしくそこになってくると思います。そういう理想の中で、今現状どうしていくか。

ちょうどその宿泊税というタイミングが、私はちょうどいい時期だと思っていて、話をビューローとは続けているところなんですけど。

今、例に取りますと宿泊税。戦略会議の前に、協議会という形で軸で、民間の団体、意見を吸収してほしいとありましたけど、これは従来だとみんなの声をそのままぶつけていく、まとめるだけという。私はそれではおかしいと思っています。当然DMOとして業界の意見は吸収した上で、DMOとして地域で困っている課題、それをどういう形で事業が必要かというのを併せて考えて、この業界の中の議論をしていく。それを戦略会議なり県と議論を始めるという視点が必要だと思います。単にまとめたのを橋渡しをするっていうのであれば、従来の観光協会だとそうですね。

ただそこが、現実が理想に今追いついてないと。体制も財源も含めてです。ですから、その財源あと体制も私は、人材育成も従来の人材育成からそういう事業もこなせる人材にシフトしていくという形を提起しております。当然ビューローのほうでもそれは議論が必要でしょうし、一緒くたに変わることはないと思いますので、ぜひそこは、ちょうどタイミングがいい時期なので、この時期にやらないと、従来どおりの位置づけ、役割で終始していくと思いますので、ちょっと英断にはなりますけど、あと公社と外郭、これについても私は抜本的に、どういう位置づけをするかというのは、少し今日もこの後議論をしたいと思っています。ビューローとそういう話をしたいと思っています。

○仲村未央委員 時間がないので、まとめて申し上げますけど。

この間からOCVBの地域連携DMOというのは、理想と現実というもう話ではなくて、実際にもう観光庁から認定・登録されている以上ですね、その役割はもう負っているわけですよ。それは皆さんの推薦のもとに、その広域連携っていうのは成り立っているわけですね。

だから、やっぱりこの体制づくりっていうのは、外郭団体の立場での責

任も伴っているわけだから、やっぱりそこはね、非常に体制づくりを急がないと、この間から言うように、定数49名に対して実員36名でね。欠員がもう13名、ずっときているわけですよ。補充しますっていうのも言っていたけども、やっぱりそれが本当に使命役割を帯びた以上、そして観光税の投入のこの期に、やっぱり戦略の主体である広域連携DMOのね、体制づくりもきちんと一緒に進めないとはですね、部長がまさにさっきおっしゃったように、もうこの機を逃すと、結局一業界団体、一補助金団体みたいな形でね、そのまま置き去りにされたまま、沖縄観光の体制づくりっていうのは、心もとないのではないかというふうに私は非常に懸念をするからこそ、しつこくそのことを申し上げているので、ぜひその体制づくりについてはね、強く今回の観光税の使途も含めて非常に戦略性を持って体制づくりをしていただきたいということを要望申し上げますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○新垣淑豊委員長 ほかに質疑はありませんか。

仲村家治委員。

○仲村家治委員 パブリックビーチにおけるライフガードの件ですけれども、先日知事をはじめ、協定を結んだという報道があったんですけども、その内容についてですね、ちょっと教えてください。

○小橋川健康観光振興課副参事 第11管区海上保安本部などの関係機関とは、各種事業ですとか、水難事故防止対策の周知広報など、連携協力して取り組んでいるところです。

昨年10月21日に第11管区海上保安本部から関係機関とより密に連携を図るため、関係者による包括連携協定の相談があり、これを受けまして、今回その協定を結んだところです。

県としましては、この協定締結により保有する情報の共有ですとか、安全対策での協力などさらなる連携体制の構築が図られるものと考えております。

以上です。

○仲村家治委員 部長、僕はずっとこの件を追っかけてきて、やっと横の連携ができた、スタートラインについたとは思っているんですけども。今後ですね、宿泊税のこの海の安心・安全とか、観光客の安全性をうたう意

味では、大変いい機会になると思っていますんですけども。

4月から部長異動しますけどもこの辺ですね、部長からもずっと、横の連携が必要だと、おっしゃっていた分が形になったっていう意味での部長の见解をお聞かせください。

○諸見里真文化観光スポーツ部長 ありがとうございます。

私もこの2年間は宿泊税もそうですけど、この海の安全・安心、やっぱりその沖縄観光が、せっかく、今回の辺野古沖での高校生の痛ましい事故もそうですけども、やっぱり楽しい思い出として沖縄に来たのに、そこで、事故に遭うという部分は非常に私は問題視しておりました。

それは前の池田副知事もハワイとか行っていましたので、強い意志でこの2年間やってきました。

当然予算ももう倍増倍増で増やしてきて取組もいろいろやりました。もう一通りやってきて、あと今度ちょっと検証も必要だとは思いますが、その中で自然海岸、シュノーケル、あとは外国人観光客。論点をしっかり絞ってそこを集中的に取り組んできました。その結果、ありがたいことにこれまで急増していた罹災者数、死亡事故が一旦、令和2年から令和5年はもう急増だったんですね。それが、この令和6年、令和5年以降ですね、この取組を集中的にやったおかげで、観光客はこれだけ伸びている中、横ばいにやっとなったんですね。高止まりはしています。外国人に至っては減少に転じました。そういう意味では、やはり対策をしっかりと絞ってやれば効果は出ると。御存じのように担当職員も本当に熱心に取り組んでいただきました。そういう効果があったと。

ただ、やはり高止まりはまだしています。今回の事故もそうですけど、そういう視点、今回ちょっと修学旅行という視点がありましたので、ぜひこれもまた取り込んでですね、議論をしたいと思っています。

今後は令和8年度以降、宿泊税の活用も視野に入れつつですね、この協定とあと計画をつくります。ですから、これまではもうとにかくいろんなことをやろうと。それがある程度整理ができて、恒久的にしっかりやる仕組みは取れたと思います。もう1年、本当はやりたい気持ちはすごくありましたけども、残念ながらこれは次の部長に譲りますので、体制は整えたと。あとはこれを限りなくゼロに近づけていく、そういう取組を期待したいと思っています。

以上です。

○仲村家治委員 たまたま、私の知り合いからLINEが来てですね、東

京テレビの番組があつてですね、どっかで見たことがある方が出ていたんですね。沖縄の海の安心・安全のキャンペーンを。東京テレビって意外に若い人たち見ているんですね。そこで沖縄のこの海のライフガードの皆さんの話をしているのを見ていて、キャストを見ても結構豪華な方々が出ていて、それに翁長さんが出ていてですね、どっかで見たことあるなど思っていたんですけども。大変いい番組だったのでこの辺はですね、やっぱりもっと外に、特に観光立県ですからもっとうまくアピールしながら沖縄の海の安心・安全を守る。文化観光スポーツ部は一番のもうメジャーな部署になっていますので、これはぜひこれからも邁進して行ってほしいなど思っております。

ちょっと陳情審査とは関係ないんですけども、観光という部門からですね、修学旅行、もう皆さん一生懸命誘致して、また学校によってはビーチに行つてですね、マリンレジャーの体験学習をすることかあるんですけども、今回平和学習という名の下で大変痛ましい事故があつたんですけども、文化観光スポーツ部としてですね、平和学習、また修学旅行の皆さんがこの海での学習体験するとき、大変気をつけていかないといけないという、また教訓を得たと思うんですけども、この辺部長、どのように今後やっていかないといけないか教えてもらえますか。

○諸見里真文化観光スポーツ部長 先ほど来少しお話してはいますが、やっぱり海の安全・安心は、これだけこう取り組んできましたが、今回修学旅行で、通常は旅行社が行程の手配を一般的にします。

今回の、少し抜け落ちたところというのは、その自由時間っていうんですか、自由行動を取る時間を、今の仕組みをこれから議論したいと思つてはいますが、その部分で起きた事故ですので、この部分についてまずはどういう状況かを把握した上で、関係者、今海の安全はそういう対象が抜け落ちていきますので、船舶とかそういう含めた事業者も含めてどういう把握ができるか、まず早急にやりたい。修学旅行の協議会を通常では1年に1回、来年の2月ですけど、私は年度内、もう来週再来週にはもう緊急で集めてやりたいと。

それは今時点で分かる範囲で共有をして、今言った問題意識を持っているんだけどどうなのか、それを現場の方にも聞いた上で、取りあえずそこを早急にやって、SNS含めていろいろな誤情報が散乱していますので、やはり関係者にちゃんと正しい情報を伝えていきたい。それを踏まえて正しい対策をしていきたいと思つてはいます。

これから多分、原因が究明されていきます。その状況に応じて、また再

度この協議会を集めて、そこで抜本的な対策をしっかりとやっていきたい。そういうふうを考えています。

○仲村家治委員 多分この後、総務企画委員会で、この件は現時点での事実関係とかがあってという議論をすると聞いていますので、多分、皆さんの部からも担当者が行かれると思うんですけども。やっぱりね、痛ましい事故なんですよ、間違いなく。また自由時間を選択してですね、いろんなことをやるっていうのは、特に海のマリンレジャーの体験学習とかが結構カヌーとか、いろんなシーカヤックとかいろいろやっているっていうのは、僕はいいなと思っていましたんですけど、この辺でですね、特に企画した旅行会社が結構大手なのに関わらず、余り関知していないという部分がありますね、だんだん分かってきているので、やっぱり海っていうのは素人で分かんない部分があってですね。だから、この辺はしっかりとガイドラインをつくるなり、その旅行社等々ですね、学校も含めてね、しっかりとした形で、海を甘く見たら駄目ですよとか、何かガイドラインをつくっていかないと、予防もできないだろうし、自由気ままに、簡単というこの風潮ですね、ぜひしっかりとガイドラインをつくっていかないといけないなと実感したのが事実なので。

今後ね、今回の事故は県議会としてもしっかりと議論していかないといけない案件だと思うので、また、おいおいこの辺もですね、今部長から答弁ありましたように、しっかりと関係団体と協議をしながらぜひ再発防止に含めてほしいなと思っていますので、よろしくお願いします。

○諸見里真文化観光スポーツ部長 ありがとうございます。

実は昨年、食中毒が起きました。そのときに学校が4地域でしたかね、ありました。その時も、やっぱり発生当初は学校側も混乱しているということで、我々いろいろ対応をやったんですけど、しばらく待ってくれということで、落ち着いたらということで。それからしばらくして東京事務所で、県の職員、あと食中毒を起こした事業者、ビューロー、共々行って、その状況を説明し、謝罪をし、そういうお話をする中でですね、ありがたいことに、そういう真摯な対応をしていただいて、沖縄観光、修学旅行は引き続き、これを機にやめるということは今のところ考えていないよと。非常に重要なんで、あとそういう対応を速やかにしていただいたという感謝の言葉も逆にいただいて、非常に感激した記憶がございます。

まさしく今回もそうです。本当に至急、学校側と接触したいんですが、今非常に混乱をしていると思うので、逆に学校側からそういう話合いをし

たいという時期を待ってですね。私は直接また、観光部局が直接出向いて、ちょっと私はいないでしょうけど、ぜひ幹部が行って、東京事務所含めて、ビューロー含めて、そういう話をさせた上で誠実に対応することがまず一番だと思います。

それを踏まえた上で、原因究明の後の対策を取り組んでいく。私はそれが、まず県の誠実さを示すというのが大切だと思ってます。

以上でございます。

○仲村家治委員 ぜひ、よろしくお願いします。

県立芸大の件ですね、委員からありましたので特に質問はしませんけども。やっぱり、ずっと以前からそういう問題が発生しているにもかかわらず、学校側は自助努力ができていなかったっていう事実がですね、新聞報道で出て、改めてこの辺は、出てきたっていうこともありますので、しっかりと、独立性の高い大学になってますので、これも部としては、余り干渉できない部分もあるだろうし、この辺は、被害者がいるっていうのは間違いない事実であると思うので、しっかりと関係各位とですね、そういう環境が起こらないように、ぜひやっていただきたいなと思っておりまして、今後ともこの辺は、しっかりと御指導していただきたいなと思っております。

以上です。

○新垣淑豊委員長 休憩いたします。

午前11時54分休憩

午後1時30分再開

○新垣淑豊委員長 再開いたします。

午前に引き続き、質疑を行います。

質疑はありませんか。

儀保唯委員。

○儀保唯委員 新規の陳情第12号の県立芸大の件でお聞きします。

処理方針で、県は意見交換を行うということで書いていまして、先ほど仲村未央委員の質疑でいろいろ対応、また大学の今の現状というのは分かったんですけども、はっきり答えていなかったなと思うのが、この今、大学が調査委員会を設置して7か月経っても結論が出せていない状況

について、県としては今どんな意見を持っているのでしょうか。

○下地正人文化振興課長 事案の性質上、少し時間がかかっているということもお聞きしておりますし、ある意味時間がかかることもやむを得ない部分もあろうかと思いますが、一方で、気持ちとしてはもう少し早くできるにこしたことはないのかなということも思っております。ただ、やはりその辺りは丁寧な調査が必要だということも認識しておりますので、私たちとしてはその状況を、意見を申し上げながら見守っているというような状況でございます。

○儀保唯委員 ただですね、この調査委員会を設置する目的、仲村未央委員も言われましたけど、やはりスピードがとても大事だと思います。例えば南城市でも市長のセクハラに関して、第三者委員会が持ち上がって7か月で調査しているんですよ。でもそのとき10件ぐらいあったんですね、その問題行動が。出張であったり、また部屋であったり、市長室であったり。そういった中で7か月で、今回は先ほどの答弁だと1件ですよ。それに関してやはり7か月というのはかかり過ぎじゃないかというのが一つ言えるのではないかと思います。大学の自治について尊重するというのも処理方針にあるんですけれども、そもそも大学の自治は学問研究の自由を確保するためにある。だから県が設置者で財産面から大学を支える反面、人事に介入したり、自己の利益のために入っていくというのは、もちろんやってはいけないことなんですけれども、今回は被害者が救済されないまま、7か月この状態がつくり出している可能性があって、学生が安心な環境で学べていない。つまり学問の自由がもう今制限されている状態だと思うんです。今回セクハラによって学生の学問の自由が侵害されている状況においてですね、事実認定はもちろん大事なんですけれども、本当の事実認定をするんだったら裁判をしなきゃいけないと思う。事実認定ができないってなったときの対処というのは決められるはずなんです。本当に7か月その事実認定をすべきなのかと。1か月でできない、2か月でできなかったらその上で、この問題にどう対処するか結論を出すべきだと思うんですが、いかがですか。

○下地正人文化振興課長 私たちのほうでも、やはり先ほど来時間が少しかかり過ぎているのではないかという認識は持っております。大学のほうにも申し述べておりますけれども、大学のほうでいまだ調査中というようなことで、慎重に対応しているものと考えております。

以上です。

○儀保唯委員 今この現状を見るとですね、このハラスメント防止ももちろん必要なんですけど、発生したときに必要な措置を迅速かつ適切に講じることができていないと評価できると思うんですよ、今の段階で。県としては、まずそれが何でできないのかという調査がまず必要なんじゃないか。例えば業務過多すぎて調査委員会を立ち上げてスピードが出せないのかとか、あとその第三者委員会で、例えば南城市だと何百万もかかる調査のために、そういう費用が足りないのかと。そうするとそういう援助が県にできないのかとか、そういった提案をどんどんしていくべきだと思っております。その手段として、監事について、知事が任命するとありまして、その監事を使って大学の業務を調査するということが定款に書かれていると思うんですが、その方法は使えませんか。

○下地正人文化振興課長 委員のおっしゃるとおり、監事の権限で調査をするということは制度上は可能でございます。そこも含めて、その事案に対してそういった介入をすることが妥当なのかといいますか、そういったところも踏まえまして検討をしていきたいとは考えておりますが、何分先ほどもちょっと申し上げたとおり、ずっとその8月来ですね、この事案については個別の事案であるということで、我々も説明をいただいてきましたし、そういった対応をしているということでお聞きしておりましたので、この辺り年を明けて2月頃からいろいろな報道等が出てまいりまして、これについてはいかがなのかということで、部長のほうで申入れをしたという経緯もございます。ここから少し状況を注視するというレベルではなくて、少し意見交換に積極的に入って行く。そして先ほど支援と申し上げましたけれども、大学の内部から自主的に自発的に変わっていただきたいという思いも込めて申し上げたところですので、そこは我々としても真摯に意見交換をしながら、ハラスメントが起こらない環境づくりに一緒に協力して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○儀保唯委員 監事を使ってできるけれども、ちょっと今回の事案はどうかという話だったんですけど、ちょっと視点が、今回の事件の調査というのは調査委員会に任せていいと思います。監事がすべきなのは、調査委員会が機能しているのか、迅速にできているのか、そこら辺の調査というのをさせるというのであれば、もう7か月経っている今で使える状態なのか

なというふうにも思っておりますがいかがでしょうか。

○下地正人文化振興課長 その方法も含めて検討してまいりたいと思います。

○儀保唯委員 お願いします。
終わります。

○新垣淑豊委員長 ほかに質疑はありませんか。
瀬長美佐雄委員。

○瀬長美佐雄委員 新規の県立芸大の件で質疑します。実は卒業生の動きというのは本当にやむにやまれない思いで頑張っています。

先ほど学内でどのような検証をされているのかという意味では、県立芸大の評価書を読ませていただきました。この中で、改善すべき点としてハラスメントの人権侵害を防止するために教職員を対象とした研修を実施しています、ハラスメント防止対策委員会を設置しています、中期目標内にハラスメント事案が発生しており、さらなる取組が必要です、学生に対する相談支援体制の充実に取り組んでいただきたいというのが評価委員会。大学に委ねる、お願いしますということをやっている委員会。

だから先ほど儀保唯委員からもありましたけど、大学に委ねて時間がかかっている問題と、これのガバナンスの問題として、卒業生が多分部長の面談のときにも述べた趣旨というのは、そもそも構造的に改善できないような仕組みじゃないんですかと。そこにメスを入れるのは誰かと言うなら、これも大学ですよということなのかと。

実は直営から法人立に移行するときに議案がありまして、その時の委員会の議事録を読みました。それに対する懸念を、仲村未央委員もそうですし、中川京貴委員も、ガバナンスでこれでいいのかと懸念すると。要するに学長と理事長が一体化して監視するチェック機能が、相互の機能が働かないということに対してとても懸念するような質疑になっています。言わんとしているのは、学長と理事長を分けるという大学もあります。ところがこの定款に提案したのは、一体化が望ましいというのが結論で提案しています。その提案に対して議会は懸念を示した。ですから、今回の事案も一つ構造的な形でいくと、チェックする機能が一極集中の中でかなわないというんだったら、そこにメスを入れる必要性も出てこないのかということも含めた実態の掌握と、皆さん自身が法人立に移行したときの判断が妥

当だったのかどうかということを含めた対応が迫られるんじゃないかなと思っていて、その面についてはどうなのかなと伺います。

○下地正人文化振興課長 まず法人に移行をしたときの議論ということで申し上げますと、法人に移行するときの考え方としましては、それまで地方公共団体の、我々の県の中の内部組織、出先機関というようなことであるような取組を行う、人事もそうですけれども、人事といたしますのはどういった教授を採用するとか、交渉するとか、そういう大学法人独自の意思決定をやるときに、やはり関係機関との調整であったり、柔軟な人事管理が行えないというような課題があるというようなことと、それからプロパー職員で職員の専門性の確保も可能になるはずだというようなところで、自立的な執行、業務運営を目指すということで独法化をしております。

そこは企業会計原則にのっとなって貸借対照表もちゃんとできるようになりましたし、大学全体の予算・決算が独自でできるようになった。それと県としての関与としては、その設立の認可のときとそれから定款の変更認可、それと理事会においても、先ほど来ちょっと質問が連続してお答えになってしまいますが、外部からの目といたしますのも、理事会においても外部の委員を入れるというような設計にして、牽制が利くような形、大まかにはそういった大きな制度設計については、県が責任を持って制度設計をして、その中で自主的に動いてほしいというような立てつけになっておるものと考えております。

令和3年度に始まって、今委員御指摘の課題等も出てきているかなというところもありますので、この辺りは引き続き何らかのことができないかということは議論してまいりたいと考えております。

○瀬長美佐雄委員 その仕組み自体に、実は懸念されるような議論をしているんですよね。中川京貴委員が言っていたのは、例えば今言う外部理事を置くにしても、その外部の理事を理事長が任命する仕組みですと。その権力が集中するんじゃないかというような指摘に対して、当時の回答ですがね、理事長が理事を任命する、法人の自立性を確保する観点から、法人の運営責任を負う理事長が、自己のサポート役を自らの責任において選ぶことができるということに組織上はなっている。だから外部チェックじゃなくて、自分がやりたいことに対して一緒に頑張っていきましょうねということの組織体制になっていて、今回の事案みたいなことが起こったときに、卒業生が懸念されているのは、まさに隠蔽をするような組織体制

になっていないかという、この指摘なのですね。法人に移行するときもそれがある意味で委員は問題意識も持っていましたと。現状は時間もかかっているということと、先ほどの評価委員会でいったら、大学に対して頑張っただけ、改善してねという程度の問題意識しかないのかというのさえ問われるような委員会になっているんじゃないかと。

質問の角度を少し変えますけれども、卒業生の皆さんは、当時もあった、うかがい聞いていたこともあれば、当事者から話を聞いたということもありました。直近でネットでアンケートを取っています。それについては皆さんも共有されたかなと思います。懸念されるのは、そのアンケートに現役の学生が答えているものがあります。教員から学生へのセクハラ一歩手前である件。報道とは違います。大学では声を上げられないために、このアンケートに答えていますということで、現場からのそういう内容がありますというアンケートになっています。ちょっと時期的なことを含めて分からないようにアンケートをちょっと読みますが、ある教授が自宅での飲み会を開催し、参加した友人からそのときの恐ろしい事実を聞いたと。ある、この男性教授、自分の専攻科の生徒たちを自宅へ招き酒を振る舞い、飲酒によりある女性生徒が具合が悪くなってベッドに寝かし、ほかの生徒が帰宅して具合が悪くなった生徒が動けなくなっていることをいいことに避妊もせず性行為を行った。その性行為がなかったということにしようねという、卑劣な無責任な発言も翌日にしたと。その教授の行った事実は公には全く公表されてない。その後続きますけれども、ですから、こういう事案が過去にあって、過去にあったことを是正もできなくて、現状も氷山の一角と、声を出せない状況にあるというのを誰がどうするのかといったときに、県の責任は本当に重いと。法人にした。県立で直営だったら、まさに大ごとになっていると思います。この今回の事案でいうと、議会としても許せないということなので。個別の事案というよりも、現在進行形でその他表になってないのがありますよと。それに対する対処が問われているんですということをやはり受け止めた今後の対応が、設置者である県の責任だ。そこを踏まえた動きをどうするのかというのが問われていると思うんですが、いかがでしょうか。

○諸見里真文化観光スポーツ部長 午前中も少しお話しましたが、実は今、瀬長委員が読み上げていただいたOBがやったアンケート、また大学がやったアンケートも私、全部熟読させていただきました。今の発言も全部入っています。それを踏まえてOBの方と意見交換をしました。ですから、それ以上にほかにも生々しい表現がたくさんあります。当然これはア

ンケートですから、それが事実かどうかはまた置いて、ただそういう声が出てくるということ自体がまず問題だということ、今具体的な年数は言っていないですが、基本的には独法化以前です。ずっと先ほど8件とありましたけど、今独法化して2件、今回2件目になるかは別として、そういう事案が起こっていると。ですから、別に独法化がいい悪いというよりは、私が申し上げたいのは、制度上は外部を入れて、学長を変えてくれという御意見もありましたけど、学長を選考するのに3名は外部なんです。これは確かに理事長が選びますけど、見識のある外部の方を入れているわけですね。

ただ問題は、一部ちょっと午前中言いましたけど、そのガバナンスが機能するような情報がそこに行くかということだと私は思っています。OBの方が強く言っていたのは、何十年も前から、芸大ができたときから、ずっと言いたくても言えない。これは教師の中でも提言するけど、なかなか通らない、教師間でもですね。そういうのがずっと来て、諦めている学生もたくさんいたと。中には声を上げるけども、それがうまく上に上がっていないと、組織上。そういうお話もおっしゃっていました。私はごもっともだと思います。ですから、これ県もそうですが、どんなにきれいな組織をつくってもですね、それを生かすのはそこで働いている人間ですから、その意識とか意見が出しやすい、私は組織風土って使いますが、そういうのは時間はかかるかもしれませんが、そこを変えない限りはどんなに立派な制度をつくっても、どんな法律をつくってもですね、問題解決しないと私は思っています。

ですから今回の件も、ちょっと先ほどもありましたように、再発防止のための第三者委員会もやっているけども、それも全然進んでないんじゃないか。私もそれは同感です。ですから7か月経っていて、これがどうなっているかも、個別事案なのであまり踏み込めませんが、私は今後また意見交換する中で、なぜその委員会が、確かにその本人に配慮しているという言い方しかしません。ただなぜそれが、この専門の方の3名がそういう時間をかけているのか、もう少し説明をしていただきたいと私は伝えていますので、その辺はどこまでオープンにできるかは別として、そういう踏み込んだ対応を私は設置者として、今後やっていくべきだと思っていますし、職員にはそういう旨やっていきたいというふうに考えているところです。

○瀬長美佐雄委員 大学、県立芸大にかかわらず、ある意味でどんな職場でも抱えている課題です。それは県庁もそうかもしれない、しかりです。

ただこういった事案にあったときに、速やかに窓口が明らかになり、そこがきちっとまた対応する、駆け込みではないけれど、そこに行きつき切りとした機構が、体制が整備されているのか、今県立芸大で。幾つかセクハラ委員会とかありますと、だからそれは窓口的にはいいかもしれないけれども、内部で起こっていることですから、それをきちっと第三者的に対応できるような仕組みをこの機会につくると。学生間のやはりいろいろな問題もあり、教授からもある、教授同士もある、専任の方と非常勤の方との関係性もある。とてもこの師弟関係の強い世界の構造的な問題って部長も認識ありましたが、ただ沖縄の今の伝統芸能文化を担っているのは、この世界の皆さんなのですよ。アンケートでは、もう専科を変えましたとか、門下が変わったがために、採点で明らかにこれはおかしいなという判定を下すような教授の存在も書いてありますが、ですから、それも含めて言わんとしているのは、やはり県としてこの機会に県立芸大のみならず、ハラスメントは許されない、沖縄の伝統芸能文化はまさに観光資源でもある、世界の担い手を養成するところであってはならないという点では、世論を喚起して、社会における今のセクハラはもう許せないんだということも、ある意味本会議ではデニー知事はその立場で大局から今後の改善方向として決意も示されましたが、まさに今局地的なものは早期に解決しないという面はあると同時に、やはり社会に県の立ち位置の毅然とした姿勢と、やっぱり今の業界を担っている皆さんに対しても後輩を育てる機関でこういうことがあってはならないというような世論を喚起していく、許されないこととして。ということも、ぜひ音頭取って進めていってほしいなと。それで部長、今回変わりますので、次の部長にもしっかりその旨伝えて、やはり今後そういった立場で頑張れるような部長、あるいは担当者の皆さんの頑張りを期待したいと思いますのですがどうでしょうか。

○諸見里真文化観光スポーツ部長 お答えいたします。

私のこのハラスメントに対する認識ですけども、私は実体験も踏まえて、ハラスメントに対しては強い意向を持っています。私の経験値も含めて。ですから、これは2年間で職員はもう分かると思いますけど、私の部の中でハラスメント的な傾向を示す方もいますけど、残念ながら十分な評価を受けないよと、どんなに仕事ができてもということをメッセージとして、私はもう冒頭から伝えました。ですからやはりハラスメントっていうのは、いろんなハラスメントありますけど、一番組織を腐敗させるものだと、私は個人的な経験値から強い信念を持っています。この今回の芸大での対応は、従来こういう行動はなかなか取らなかったかもしれない。これ

は私は特異かもしれませんが。OBの方もすぐ会う、学長とも直接会う。それはそういう強い思いから発していますが、ただそれを個人の考え方ではなくて、ぜひ4月以降もですね、後任含めた今いる職員含めた、そういう思いを持って芸大の一定の法的な部分ではありますが、それはそれで置いて、やはり踏み込んでそれをなくすという部分については、一緒になって、芸大がこれまで何十年も培ったこの風土を変えていく努力を、私は設置者である県として、適時意見交換をして、逆にいうと提案もし、先ほど看護大の件もありましたけど、そういうのも持ち出しながら徹底的に、この機会に対策を取って、二度とないような組織をつくっていくという、強い私は覚悟を持って取り組んでいるつもりです。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 ありがとうございます。

○新垣淑豊委員長 ほかに質疑はありませんか。

次呂久成崇委員。

○次呂久成崇委員 お願いします。陳情令和7年第86号のですね、ページ30ページになります。

こちらの記書きのほうの3、ホテル事業者への支援についてということで、陳情者の方がですね、経営難ということで、各種税制に対する支援策を講じることという陳情内容記書きになっているんですけども、この具体的に各種税制に対する支援施策というのは何なのかということを確認をしたいなということと、あと処理方針において執行部の方は、経営基盤の安定に資する支援策について関係部局と連携して取り組んでいくという方針になっているんですけども、ここら辺の整合性というんですかね、陳情者が求めているものと、県が処理方針でやっていること、どうなのかなってちょっと読んでいて思ったもんですから、ちょっと説明を伺いたいなと思っています。

○親富祖英二観光振興課長 ありがとうございます。

お答えいたします。

まず1点目の税制の話です。確かに陳情者のほうから一番最後のところで各種税制に対する支援措置を講じることということで御要望がありました。

それに対して、陳情がありました後にですね、こちらのほうから陳情者

に対して連絡を取りまして、具体的にどういった内容が要望なんですかということを確認したところ、ホテル協会の事務局長の方ともお話をさせていただいたんですけれども、各種税制について具体的な要望内容は実は具体的に持っているわけではないという話がまずありました。それで会員のほうから、コストが高いことに対する例えば社会保険料を軽減してほしいとかの要望はあるんですけれども、これは協会として出してるものではないと。じゃどういうところを求めているんですかと確認したところ、税制というのはなかなか財政措置にハードルが高いというのはこの陳情者のほうも認識しておりまして、税制等としてですね、財政支援を含めコスト増、昨今のコスト増に対する支援策を検討していただきたいということがありました。そういう要望内容の確認を取った上で、今回の処理方針として定めさせていただいているので、税制に関する直接的な記載はそういう意味で書かせていただけないというところがございます。

2つ目の国の支援制度の情報提供など関係部局と連携し取り組んでまいりますというところですが、まず国の制度の情報提供などという点につきましても、県のほうでもいろいろと支援策を講じるんですけれども、国のほうでも直接の支援というのをやっておりまして、例えば国の支援制度として宿泊施設のサステナビリティ強化支援事業という観光庁がやっている事業、宿泊施設における既存設備を持続可能な省エネ対応のものに換えるような補助とかですね、そういったものがこういうのがありますよという情報提供を行ったりですとか、あとちょっと似ていますが、省エネルギー投資促進事業、これも補助金を経産省がやっているものがございますけれども、こちらもこういった補助金があってこういう窓口があってこういう制度ですよというところの情報提供をさせていただいております。あと県の商工労働部の方でも同様な感じでいろんな各種事業をやっているんで、こういうのは随時情報提供させていただいているというところがございます。

以上です。

○次呂久成崇委員 ありがとうございます。

このホテル業界ですね、慢性的な労働力不足ということなんですけれども、その支援策として、県のほうも、この人材の確保、定着に要する支援等を行っているということなんですけれども、実際にこの支援をしているこの経費等の詳細というのをちょっと教えていただけますか。

○親富祖英二観光振興課長 ありがとうございます。

お答えいたします。

本年度やっている取組としては、幾つか実はあるんですけども、例えば国内外からの観光人材の受入れというのがまずありまして、人材受入れに係る費用を補助させていただいております。これは就職説明会に出展する場合の経費の一部を補助したりですとか、国外とか県外からの渡航費とか紹介手数料、資格取得費に係る費用についての一部を補助させていただいております。

あと実際に人材受入れに当たってですね、住居費の一部を支援するということもやっております。例えば初期費用ですとか家賃の最大6か月分とかですね、そういった形で人材を確保しやすくなる取組をしているのがまず1点ございます。

あと2つ目として、事業者と求職者のマッチングというのがございまして、合同就職説明会というのを開催しております。その中で今年度であれば11回ほど、県内・県外・国外と開催しております。

あとは直接ではないですが、インターンシップの受入れということで、こちらについても国内とか海外も含めて300人の目標でやってございます。

また職場見学ツアーですとか職場の体験イベントですとか、あと観光現場で働く魅力を伝えるような広報とか、そういったものをやるとか、あと修学旅行のバスの手配の関係でバスの乗務員を確保したりとか、あと直接的ではないんですが、職場の無人化・省人化を、機械化を進めることによって生産性を上げる、人手もかからないような職場をつくるという意味での機械の導入支援を行ったり、いろんなことで様々なもの的手段を使ってですね、人材確保について支援させていただいているところです。

以上です。

○次呂久成崇委員 ありがとうございます。

この慢性的な労働力不足ということなんですけれども、実際にどれぐらいの不足感があるのか。例えば今、県の観光政策課の方で令和7年に発表されたこの宿泊施設実態調査でですね、宿泊施設件数って4251件とあるんですよ。この件数があって、労働力不足というのが慢性的にあるということなんですけど、これだけの施設数があってですね、本当にどれだけのこの労働力不足というのが、何かこう、データとかなんかあるんでしょうか。ただ慢性的に不足してるよじゃなくて、やはり充足率って言っているのかどうか分からないですけども、この施設数に対して従事する人が本来はこれぐらいいたほうがいいのか何かあって、それに対してどれだけ足りないのかというのを、業界も県もそこら辺は共有しているものがあ

るんでしょうか。

○親富祖英二観光振興課長 ありがとうございます。

お答えいたします。

先ほど申し上げていただいた調査のほかに、観光振興課は人材の確保対策の事業として行っている調査がありまして、こちらの観光関連事業者を対象に、観光業における人材確保に向けた施策要望とアンケート調査というのを毎年行っておりまして、5月に行っております。その中では人数ではないんですけれども、不足しているとか、不足していないとかそういったことで調査を行っております。その中でいきますと、全体としては約75%、4分の3ほどの事業者の方が不足しているという回答をしております。内訳を申し上げますと、宿泊業が77.6%、交通事業のバス関連が80%で、空港関連が72.7%、観光協会が85.2%というふうに、総じてやはり人材が不足しているというところは把握しているところでございます。

以上です。

○次呂久成崇委員 ありがとうございます。

今数字聞いてもですね、やっぱりとても厳しい状況だなというのは理解できたんですけれども、この労働力不足をどうやって確保していくかというところでは、やはりいろんな部局でもやっているんですけど、やはりこの従事者をどうやって確保するかということは、所得をどうやって、観光業って少しこの所得が他産業と比べるとそんなに高くはないのかなというイメージを私は勝手に持っているんですけども、ただその労働力を確保するために、これぐらいの所得がありますよとか、今従事している方に対してはこういう処遇改善をしていきますよということで、やはり労働力を確保する、そして定着をさせていくという取組が必要だと思うんですよね。

実際にそれを業界の皆さんと、所得であったり処遇改善であったり、協議とかというのはされているんですか。というのは、皆さんのほうではこういう人材確保・定着するために、先ほどの支援をしているわけですから、やはりそれに対しての費用対効果というか、それはどうなのかという検証も必要だと思うので、そういうことについても協議というのはされているのかというちょっとお聞きしたいなと。

○親富祖英二観光振興課長 ありがとうございます。

今御質問がありました所得のところですけども、これは国のほうでも行っている調査がございまして、令和7年12月の調査では、確かに宿泊

業・サービス業の年収にいけますと、県内全産業平均を11.9%、全国の同業種平均を18.4%下回る状況となっております、大体350万弱ぐらいとなっておりますので、課題があるものと認識してございます。

先ほど申し上げた私どもの調査でもですね、不足しているというだけではなくて、例えばそれに対してどういった支援が必要かというところも併せて調査しております。その中でできたものとして、先ほどもちょっと取組の中で出てきたんですけれども、生産性向上とか業務効率化にDXの支援、省力化とかできるような形で、生産性を上げようということで機器の導入の支援ですとか、こちらも要望がありまして、好評もいただいて実際に補助とか行っているところなんです。これに併せてですね、そもそも観光現場で働く魅力というのを発信してほしいと、観光業っていうのはこういうところ、いいところだよと紹介してほしいという要望も結構ありまして、こちらについても先ほど少し申し上げたとおり、体験イベントでしたり、あとホームページとかですね、実際に働いている人はこういうことやってこういう仕事ですと紹介するような取組をやっていたりということで実際に対応もしてございます。また3つ目は従業員の住環境整備への支援というのがございまして、これも先ほど申し上げたように、住居費の一部支援とか、渡航費の支援という形でニーズを調べた上で、施策を打つような形で対応しているところでございます。

以上です。

○次呂久成崇委員 ありがとうございます。

令和8年の予算計上でもあったんですけれども、やはりこの県内の観光を量から質へと転換していくというところでは、やはりこの労働力の確保、人材育成というのは、もう必要不可欠な施策だとは思っていますよね。

ただ、それをやりながらも、今この既存の宿泊施設、先ほどこの4251という数字を言ったんですけれども、これ以外にもいろんなところでまたさらにホテル建設というのが県内では進められています。これだけ労働力不足って言われていても、これからまたさらにホテルが建設されるというこの現状がですね、さらにこの課題をもっと深刻にしていくんじゃないかなというふうに私は思っているんですよ。県としては、この量から質へ転換していきながら、なおかつこの質というのは、やっぱりサービスの付加価値をつけて提供していくということなんで、人材確保というのはもう絶対的に必要だと思うんですけれども、それをしながらですね、またさらに施設が増えていく。そうするともっと労働力不足も進んでいくっていうところの、何かとても逆行しているような気がしてですね、これから県内のこの

ホテル事業者というか施設というのは、あとどれぐらい必要なのか。この方向性というんですか、私はもう今ある施設、ホテル事業者、県内の事業者という地元の企業者さんも、今やはり減っているもんですから、外資系含めてですね、やはり県外からたくさん事業者が参入してきているということを考えると、やはり今あるこの施設事業者を守っていく、県内の事業者を守っていくという施策がとても重要だというふうに思っているんですけど、これからどのような、この施設を増えていくのを止めることはできないかもしれないですけど、ただその方向性というのを県がどのように考えているかというのをちょっとお聞きしたいなと思います。

○諸見里真文化観光スポーツ部長 お答えいたします。

今、沖縄観光の将来に向けてどういう方向性かというのを少し御説明いたします。これまでも、昨年言ったように、量から質ということでもう一つキーワードは、観光客の受入れと住民生活のこれは両立です。これが非常に重要になってきます。

そのために、県では昨年宣言も知事からしていただいて方向性は示しました。後はそれをどう行動に移していくか。それは宿泊税も活用させていただきます。現状、先ほど人材の話が出ましたけど、人材の確保についてはいろんな施策をたくさんやっています。

ただ根本的な問題というのは、正規雇用で産業の平均よりも下回っている、これを一番の根本は、要は観光業界が収益を上げる、経営を安定化させる、稼がないと当然職員の正規化、あと給料を上げるということにはならないわけですね。根本的にはここにどう取り組んでいくかが重要だというふうに認識しています。そのために本会議でも仲村未央委員ともいろいろ議論しましたが、平準化。もう本当にこれは従来から取り組んでいまして、この平準化、あと滞在日数の延伸、消費単価、やはり単価が高くないと宿泊施設も含めてその部分。あと受入体制、これもいろいろ様々な取組をしております。あわせて、令和8年度、令和9年度で今回は御説明しましたが、キャパ。これ宿泊施設を含めた水電気等のキャパの調査を2年かけてやろうと思っています。それを踏まえて、先ほど言ったように、強制はできませんけど、その分布とか客室数とかの実態を明らかにして、それを例えば離島を含めて、離島の中にも小規模いろいろあります、ヤンバルもあります。そういうことをまず見せた上で、そこから誘導していくという施策は取れると思うんですね。そこで資本主義ですから強制はできませんが、優遇という形でのいろんな仕組みも企画立案はできるかと思えます。これ先の話だと思えますけど、そういう形で取り組んでいくと

いう部分を強化していく質の向上という部分だと思えます。

最終的にはやっぱり観光業界が潤っていただかないと、そこで働く人たちが不安定なままではサービスは提供できないので、そこをうまく循環をさせたいというのが思えます。

以上でございます。

○次呂久成崇委員 ありがとうございます。

今回のこの基金条例ですね、それをやはりしっかり活用することによって、取組を強化していただきたいなと思えます。予算審議のときもありましたが、やはり観光客のニーズに合わせての例えばゾーニング。エリアごとですね、それをどう捉えてやっていくのかということと、あとこの宿泊施設も増えていけばいくほど、やはり競合してくると思うので、そうするとまた逆に単価は落ちてくると。先ほど部長が言ったこの宿泊単価をどう上げるかというのは、またそれも逆行してくるということになると思えますので、やはりそこら辺の施策というのは、県だけじゃなくてホテル業界の方ともしっかりと協議を重ねていかないといけない問題だなというふうに思えますので、この基金の活用も含めてですね、また期待していますのでよろしくお願いします。

以上です。

○新垣淑豊委員長 ほかに質疑はありませんか。

上原快佐委員。

○上原快佐委員 新規の陳情で、先ほど儀保委員からあった件で、ちょっと追加でお聞きしたいんですけど、部長のこの問題に対する思いというのは理解できたんですが、現状で監事はこの件について、どういうふうな形で関わってきたのかって分かりますか。

○下地正人文化振興課長 私どものほうに監事の方がどういう関わり方をしたかというのは、まだ報告は受けておりませんが、ただ、我々の関わり方としては、先ほど外部の評価委員会の中で在り方といいますか、その評価の中で言及することで、少し今後検討しましょう、あの段階は、夏頃の報道される前、された後でしたかね、という初期の段階でしたので、その辺りでの指摘ということになってはございます。

○上原快佐委員 現時点で監事がどういうふうなことをやっていたか分か

らないということに対して、問題はないというふうに思っていますか。

○下地正人文化振興課長 先ほど来ですが、やはり個別事案ということの認識で始まっております。

今現状におきましては、少しガバナンス全体の在り方の議論に移ってきているというところになりますと、やはり先ほどもお答えしましたが、監事も一緒になってどうするかということも含めて方法論として検討させていただきたいというふうには認識しております。

○上原快佐委員 せっかく定款でも定めているとおり、監事の職務と権限がもう既に体制として、体制というかこのガバナンスを強化する上でももう既にある制度なんですけど、せっかくある制度を全く活用できてないというのは、これ知事が任命しているのに、ちょっとあまりにもこの監事という役員・役職に対しての仕事というものの理解がちょっと沖縄県側として不足していないかなと。もっと活用すべきじゃないですか。だから今から検討というのもちょっと遅すぎるような気がするんですけど、どうでしょうか。

○下地正人文化振興課長 検討といいますのは、その在り方の論点整理も含めてですね、どういった、我々として意見交換の仕方がいいのか、また再発防止に向けて実効性があるものはどうしたほうがいいのかということを中心に議論したほうがいいのかというように、現時点で思っておりますので、その中で監事というものの権限と役割を使う必要があるのかとか、そこも含めて議論をしてまいりたいと思っております。

申し上げておきたいのは、大学側としてはハラスメント対策について決して何もしていなかったわけではなくて、いろいろな研修ですとか、相談窓口もですね、実は外部の専門事業者にお願いをして、窓口として設置をしているということもございしますが、なかなか知られていないというような現状もございします。ですので、認識としてはその情報発信の在り方も含めて、きちっと伝わるように、今回の事案についても、全てをクローズにってしまったというところの在り方も含めてですね、今後どういった情報発信がよかったのか、ないしはどうあるべきかということも含めて議論をしていきたいというふうに考えております。

○上原快佐委員 そこら辺の進め方も含めてガバナンスだと思うんですよ。それをせっかく今、弁護士の方が監事やられていますよね。弁護士も

会計士の方もお二人で監事やっていますけれども、専門家がいるのに財務諸表だけチェックしてもらったらそれで十分っていうような、そういう認識ではないかもしれないけれど、実質的にはそうなってしまっているの。これだって定款の9条では、監事はいつでもですよ、いつでも役員とか職員に対して事務及び業務の報告を求め、または法人の業務及び財産の状況を調査することができるんですよ、既に。その中で、今のところいろいろな調査が動いているから、監事のほうは今活用できてないというのはもう既にちょっと遅いというか、その進め方についても調査できるんです、この定款上は。

そこはもう早急に今すぐにでも、今のこの進め方は合っているのか、問題点ないのかというのはやるべきじゃないですか。どうなんですか、部長。

○諸見里真文化観光スポーツ部長 今委員がおっしゃる部分もそのとおりでと思います。今大学側で従来の学内にあるハラスメントの委員会がごさいます、十何名か。そこは専門家ではないです。なので弁護士を含めた3名の外部の有識者で立ち上げて調査をしています。問題はそこの時間と中が見えないということが問題だと思っています。

通常、仮に今監事とも御相談はさせていただきたいと思います。同じ弁護士と公認会計士です。結局事実認定を専門家がやっているわけですね。その部分に責任を持ってやっている中で、監事として弁護士がどういう関わり方ができるか、御相談をしたいと思いますが、国にも少し打診をしたところ、今専門委員会で調査をしているわけです。事実認定をです。それをやっている中で県が具体的に何かできるか。例えば報告命令とか命令、これ法令上、命令もできます。報告徴取も。ただそれは違うだろうと、今時点では、という意見もいただいています。やっぱり今、専門家が事実認定をしているところに、同じ専門家の監査、県が果たしてどういう対応ができるかというのは、ちょっと考える必要がありますけど、問題はおっしゃるように時間がかかり過ぎていると。その理由が明らかにされていないと、その部分はすごく大きいと思いますので、そこはやはり大学側で、できる部分は情報をいただきたいという形の調整を今後していきたいなとは思っています。

○上原快佐委員 今部長がおっしゃるように、専門家同士でちょっと混乱が生じていけないというのは十分理解できるんですけれども、ただせっかくある制度なので、せめてこの監事を活用して相談してスピーディーに

今後進めていくということだけは明言できませんか。

○諸見里真文化観光スポーツ部長 これについては監事とも少し御相談をして、同じ専門家ですから、あとは法令の制度のその権限を少し確認をさせていただいて、どういう対応ができるか検討させてください。

○上原快佐委員 よろしくお願ひします。
以上です。

○新垣淑豊委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣淑豊委員長 質疑なしと認めます。

以上で、文化観光スポーツ部関係の請願等に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。
休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○新垣淑豊委員長 再開いたします。

議案及び請願等に対する質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等の採決の順序等について協議)

○新垣淑豊委員長 再開いたします。

これより、議案の採決を行います。

まず初めに、条例議案について採決を行います。

乙第12号議案沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、乙第13号議案沖縄県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、乙第14号議案沖縄県糖業・農業振興基金条例、乙第15号議案沖縄県畜産生産基盤強化支援基金条例、乙第16号議案沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例

の一部を改正する条例、乙第17号議案沖縄県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例及び乙第18号議案沖縄県宿泊税基金条例の7件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案7件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣淑豊委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第12号議案から乙第18号議案までの7件は原案のとおり可決されました。

次に議決議案の採決を行います。

乙第37号議案から乙第40号議案までの財産の処分についての4件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案4件は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣淑豊委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第37号議案から乙第40号議案までの4件は可決されました。

次に、請願等の採決を行います。

請願等の採決に入ります前に、その取扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○新垣淑豊委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

休憩中に御協議いたしましたとおり、請願令和7年第5号、陳情令和6年第81号、同第100号、同第109号、陳情令和7年第122号、同第138号及び同第147号を採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣淑豊委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

請願令和7年第1号外2件、陳情令和6年第72号の2外27件を継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣淑豊委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件についてを議題といたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した請願3件及び陳情28件と、お示ししました本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣淑豊委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣淑豊委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案及び請願等の処理は、全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 新垣 淑 豊